

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	4	Ⅱ	5	(7)オ	その他の収入	有価物の売却代金は事業者の収入とする。とありますが、有価物として貴市が想定されている品目をご教示ください。 また、事業者にて資源化可能な品目については、有価物としてご提案してもよろしいでしょうか。	有価物が発生する場合に限った条件となります。必要に応じて設置としている「磁選機」による焼鉄及び資源物回収集積コーナーの回収物等が想定されます。 資源化可能な品目を有価物として提案することを可とします。
2	5	Ⅱ	5	(10)	副生成物の取扱いについて	副生成物とは「主灰」「飛灰」を指しているという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	5	Ⅱ	5	(10)	副生成物の取扱いについて	「有価物は、別紙－1で示す条件にて本市から買い取り、自らの責任で売却等を行うこととし、売却代金は事業者に帰属する。」とありますが、主灰及び飛灰は有価物ではないため、処理費用のみ事業者負担で計上するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 委託料E（資源化業務費）にて計上としてください。
4	7	Ⅲ	2	(1)	事業者の募集・選定スケジュール（予定）	入札説明書等に関する質問回答の公表（第1回）から参加表明書及び参加資格確認申請書の受付まで非常に短期間であるため、参加資格審査申請書類に関する質疑回答のみを事前に頂くことはできないでしょうか。	参加申請に係る質疑回答のみを事前に公表することとします。
5	8	Ⅲ	2	(2)ウ①	受付期間	灰資源化企業および灰運搬企業について、参加資格申請締切後の追加をお認め頂けないでしょうか。企業によっては資源化契約に関する確認に時間を要する場合があります。申請締め切りに間に合わない可能性があります。資源化先を複数確保することによるリスク分散のため、お認め頂きたく、よろしくお願いたします。なお、少なくとも1社は参加申請時に提示する事とします。 なお、本質問は参加資格申請に関係するため、第1回質問回答日より早い日程で回答いただくことを希望します。	資源化企業及び運搬企業についてのみ、令和6年8月5日（月）～8月9日（金）の期間で追加を認めます。なお、追加する場合は、参加資格審査に必要な書類を提出してください。追加する企業の参加資格確認基準日は、参加資格審査に必要な書類の受付日とします。追加する企業の参加資格審査結果の通知は令和6年8月23日（金）を予定しております。また、参加表明時に少なくとも1者は提示するものとし、その者の変更は認めないものとします。
6	8	Ⅲ	2	(2)ウ④	提出書類	参加資格申請書類2部を提出とございますが、原本が必要な書類（押印が必要な書類）については1部のみ原本とし、もう1部については写しをご提出することよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
7	8	Ⅲ	2	(2)ウ④	提出書類	参加表明書及び参加資格審査申請書類の書類の綴り方については特に指定がないという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
8	8	Ⅲ	2	(2)ウ④	提出書類	参加資格審査申請書類における提出書類のうち、④提出書類の(イ)エ)上記計算書類に係る監査報告の写しとありますが、外部の監査法人等による監査報告を指すと理解してよろしいでしょうか。また、外部の監査法人等による監査を受けていない企業の場合、提出書類として適切な書類をご教示いただけないでしょうか。 なお、本質問は参加資格申請に関係するため、第1回質問回答日より早い日程で回答いただくことを希望します。	④提出書類の(イ)エ)上記計算書類に係る監査報告の写しとは、外部の監査法人等による監査報告又は会社法で定める監査役の実施した監査報告を指します。 外部の監査法人等による監査を受けていない企業の場合は、監査役の実施した監査報告の写しを提出してください。
9	8	Ⅲ	2	(2)ウ④	提出書類	参加資格審査申請書類における提出書類のうち、④提出書類の(イ)カ)納税証明書については、第3号様式[1/9]にて「納税証明書(法人税、法人事業税、消費税、地方税)」とされておりますが、 ①法人税、消費税及び地方税については、未納の税額がないことの証明(「その3の3」(消費税及地方消費税と法人税))を提出することで足りるものと理解してよろしいでしょうか。 ②法人事業税については、貴市入札参加資格者名簿に記載の者は本店所在地の場所に関わらず、貴市名簿上の事業所の市町村での法人事業税を提出、名簿非記載の者は本店所在の市町村での法人事業税を提出するということがよろしいでしょうか。都道府県民税も合わせて必要でしょうか。 なお、本質問は参加資格申請に関係するため、第1回質問回答日より早い日程で回答いただくことを希望します。	①の法人税、消費税及び地方税の納税証明書はご理解のとおりです。「その3の3」(消費税及地方消費税と法人税)を提出してください。 ②の法人事業税については、参加する本市名簿上の事業所の市町村において納税がある場合は、当該事業所の法人事業税も合わせて提出してください。都道府県民税も必要です。
10	9	Ⅲ	2	(2)カ	現地確認の実施	現地確認の申し込み手続きは、いつから可能でしょうか。	現地確認の申し込み手続きは、参加資格審査結果の通知後、参加資格を有する入札参加者より申し込みを受け付ける予定です。
11	11	Ⅲ	2	(2)コ④(オ)	土木建築工事関係提出書類	カ)土木建築工事関係 d)透視図・鳥かん図と記載がありますが、透視図というのはアイレベルでの透視図という認識でよろしいでしょうか。又は透視図法で作成した鳥かん図ということでしょうか。	アイレベル及び鳥かん図としてください。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
12	11	Ⅲ	1	(2)コ④ (カ)	提案書・基本設計図書 作成要領	事業提案書の様式に関連する添付資料の提出はお認め頂けるでしょうか。	添付資料の提出は不可とします。ただし、提案書受領後、提案内容の理解のために本市より添付書類を求める場合があります。
13	12	Ⅲ	2	(2)コ④ (カ)	提案書・基本設計図書 作成要領	CD-Rは2部とありますが、正本のデータ1部・副本のデータ1部か、もしくは正本データと副本データを入れたものを2部か、どちらでご提出すればよろしいでしょうか。	正本のデータ1部、副本のデータ1部をそれぞれCD-Rで提出してください。（ラベル等で正本・副本が判別できること）
14	12	Ⅲ	2	(2)コ④ (カ)	提案書・基本設計図書 作成要領	提案書のうちの正本1部については、表紙及び表紙以外の各様式において代表企業名を明らかにすること、とありますが、代表企業名を明らかにするのは表紙のみとさせていただけないでしょうか。	入札説明書の記載のとおりとします。 提案者番号等欄に代表企業名を明示してください。
15	12	Ⅲ	2	(2)サ (2)シ	入札提案書類に関する ヒアリング 開札	入札提案書に関するヒアリングと開札は同日中に行われると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	14	Ⅳ	1	(2)イ	各業務を行う者の要件	「イ建築物の建設企業は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加する場合は、少なくとも1者は次の要件を全て満たし、他の者は①及び②を満たすこと。」との記載がありますが、建築物の建設には幅広い業種の企業を確保することが必要です。特に建築設備を担当する企業は必要不可欠な企業でありながら、昨今の建築設備業界の需給環境からも当該企業の確保は施工体制を確立する上で大きな課題となっています。そのような企業にも協力企業として参加して頂き、施工体制を確立することが、本事業を推進する上で重要と考えています。一方で各設備企業は専門性が高いため、建築一式工事の建設業許可を有しておらず、貴市の入札参加資格者名簿にて建築一式工事にも掲載されていませんので、①及び②の要件を以下のように緩和して頂けないでしょうか。貴市内には建設業に携わる地元企業が多く、より多くの業種の地元企業が参画するためにも、ご検討をお願い致します。 ①本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿に登載された者であること。 ②建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業(施工に必要な業種)の許可を取得していること。	ご意見を踏まえ、建築設備に限り可とします。 入札説明書 Ⅳ 1 (2) イ ①及び②を以下のとおり修正(下線部)します。 ① 本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿(建設業務に必要な工種)に登載された者であること。また、当該入札参加資格者名簿に登載されていない者においては、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。 ② 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業(建設業務に必要な工種)の許可を取得していること。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
17	15	IV	1	(2)イ⑤	各業務を行う者の要件	<p>配置予定の監理技術者の資格証及び健康保険証の写しの提出が求められていますが、配置予定の者を複数お示しし、その中から配置者を最終的に決定することとしてよろしいでしょうか。</p> <p>また、ウの⑦についても同様に理解してよろしいでしょうか。</p> <p>なお、本質問は参加資格申請に関係するため、第1回質問回答日より早い日程で回答いただくことを希望します。</p>	<p>配置予定の監理技術者について、複数明示しその中から配置者を最終的に決定することについて可とします。ウの⑦も同様とします。</p>
18	15	IV	1	(2)イ⑤	各業務を行う者の要件	<p>「本施設の建築物の建設を行う者にあつては、少なくとも1者は、建設業法における建築工事業に関わる監理技術者資格者証を有する者を本工事に専任で配置できること。」とあります。当該技術者の専任配置開始は、建築工事の着工時から、と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。原則、現場施工に着手する前までに専任配置が開始されているものと考えてください。</p>

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
19	15	IV	1	(2)ウ	各業務を行う者の要件	<p>「ウ プラント設備の設計・建設企業は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加する場合は、少なくとも1者は②、④、⑤、⑥及び⑦を満たし、他の者のうち、プラント設備の設計企業は①及び③を、プラント設備の建設企業は②及び④を満たすこと。」との記載がありますが、プラント設備の建設には幅広い業種の企業を確保することが必要です。特に設備・電気工事を担当する企業は必要不可欠な企業でありながら、昨今の設備・電気工事業界の需給環境からも当該企業の確保は施工体制を確立する上で大きな課題となっています。そのような企業にも協力企業として参加して頂き、施工体制を確立することが、本事業を推進する上で重要と考えています。一方で各設備・電気工事企業は元請として清掃施設工事を受注する機会はないため、清掃施設工事の建設業許可を有しておらず、貴市の入札参加資格者名簿にて清掃施設工事も登録されていません。従って、以下の要件を新規に⑧⑨として追加し、少なくとも1者は②及び④を満たし、他のプラント設備の建設企業は⑧⑨を満たす事で参加可能としていただけないでしょうか。貴市内には建設業に携わる地元企業が多く、より多くの業種の地元企業が参画するためにも、ご検討をお願い致します。</p> <p>⑧本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿に登録された者であること。 ⑨建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業(施工に必要な業種)の許可を取得していること。</p>	<p>ご意見を踏まえ、建築設備に限り可とします。 入札説明書 IV 1 (2)ウ を以下のとおり修正及び追記(下線部)します。</p> <p>ウ プラント設備の設計・建設企業は、次の要件を満たすこと。なお、複数の者で参加する場合は、少なくとも1者は②、④、⑤、⑥及び⑦を満たし、他の者のうち、プラント設備の設計企業は①及び③を、プラント設備の建設企業は②及び④を、<u>プラント設備のうち他の設備・電気設備に係る建設企業は⑧及び⑨を満たすこと。</u></p> <p>(中略)</p> <p>⑧本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿(建設業務に必要な工種)に登録されている者であること。また、当該入札参加資格者名簿に登録されていない者においては、参加表明書及び参加資格審査申請書類の受付までに資格審査の申請を行い、当該資格登録された者であること。ただし、本事業の入札を辞退した場合、その登録は無効とする。</p> <p>⑨建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による特定建設業(建設業務に必要な工種)の許可を取得していること。</p>
20	15	IV	1	(2)ウ	各業務を行う者の要件	<p>上記質問に関連して、⑧⑨を満たす事でプラント設備の建設企業として構成企業に名を連ねることをお認めいただける場合、当該企業については必ずしも構成員ではなく協力企業としての参加もお認めいただけないでしょうか。</p>	<p>プラント設備の設計・建設企業のうち、主たるプラント設備の設計・建設業務を担わない構成企業については、協力企業としての参加を可とします。</p>

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
21	15	IV	1	(2)ウ⑦	各業務を行う者の要件	<p>「清掃施設工事業に関わる監理技術者証を有する者を本工事に専任で配置できること」とありますが、監理技術者資格者証を有する者の専任配置期間は、国交省発行（令和4年1月）の「建設業法に基づく適正な施工体制と配置技術者」の「元請が、監理技術者等を工事現場に専任で設置すべき期間は契約工期が基本となるが、たとえ契約工期中であっても請負契約の締結後、現地施工に着手するまでの期間は要しない」との記載より、本工事の準備工事開始以降と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、同監理技術者制度運用マニュアル記載の工程上一定の区切りと認められる時点での監理技術者の途中交代が認められているように、設計製作期間と工事期間での監理技術者の途中交代をお認めいただけないでしょうか。</p>	<p>前段のご質問については、No.18の回答を参照ください。後段の監理技術者の途中交代については、詳細は建設業務時の個別協議とし、本市の承諾があった場合に限り、工事期間での監理技術者の途中交代は可とします。</p>
22	15	IV	1	(2)ウ⑦	各業務を行う者の要件	<p>「清掃施設工事業に関わる監理技術者証を有する者を本工事に専任で配置できること」とありますが、入札参加資格申請から現地着工まで相当な期間があり、入札参加資格申請時に配置する技術者を特定することは困難なため、参加資格審査時には記載要件の技術者を複数提出させて頂いてもよろしいでしょうか。</p>	<p>No.17の回答を参照ください。</p>
23	16	IV	1	(2)	各業務を行う者の要件	<p>本事業の運営企業が運転管理業務及び維持管理業務のそれぞれ1者ずつで構成される場合、下記(1)又は(2)の通り参加資格を満たせばよいという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(1)運転管理業務実施企業が①、②及び③を満たし、維持管理業務実施企業が①を満たす。</p> <p>(2)運転管理業務実施企業が①及び②を満たし、維持管理業務実施企業が①及び③を満たす。</p> <p>なお、本質問は参加資格申請に関係するため、第1回質問回答日より早い日程で回答いただくことを希望します。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
24	16	IV	1	(2)エ③	各業務を行う者の要件	<p>「ごみ処理施設の廃棄物処理施設技術管理者になり得る資格を有し、一般廃棄物を対象としたボイラー・タービン式発電設備付の全連続燃焼式焼却施設（処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成とする。）の現場総括責任者としての経験を有する者を本事業の現場総括責任者かつ廃棄物処理施設技術管理者として管理運営開始後2年間以上配置できること。」とありますが、要求水準書（管理運営業務編）p.11 第2章2(2)にて配置が求められている技術者を入札参加資格申請時にご提示すると理解してよろしいでしょうか。</p> <p>なお、経験を有する証明については経歴書等を様式に添付すると理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
25	16	IV	1	(2)エ③	各業務を行う者の要件	<p>本施設の運転管理業務又は維持管理業務を行う者は③を満たすこと。とあります。</p> <p>本施設の運転管理業務を行う者または維持管理業務を行う者のどちらかが③を満たしていればよい、との理解でよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
26	16	IV	1	(2)オ②	各業務を行う者の要件	<p>「運搬業務を実施するために必要十分な施設（副生成物を運搬するための車両等）を所有していること。」とありますが、リース車両・レンタル車両もお認めいただけませんか。</p>	リース車両・レンタル車両を可としますが、副生成物の運搬をするための車両の車検証上の使用者は、運搬企業とされていることを原則とします。
27	21	IV	3	(3)ア	留意事項	<p>入札書比較価格は建設費、運営費の内訳は無いと理解してよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
28	24	V	2	(2)	S P C 設立に関する要件	<p>「S P C の本店所在地については、事業期間に限り、無償で本施設内に設置することを認めるものとする。」とありますが、設計・建設期間内において現場事務所設立後は、S P C の本店所在地を現場事務所内に設置してもよろしいでしょうか。</p>	現場事務所での登記可能な場合に限り、設計・建設期間において現場事務所設立後に S P C の本店所在地を現場事務所内に設置することも可とします。
29	32	別紙-1	2	(2)	管理運営業務に係る対価	<p>事業者の責により実売電電力量が提案売電力量を著しく下回る場合は是正勧告措置の対象となる。とありますが、著しく下回るの定義をご教示いただけますでしょうか。</p>	是正勧告措置の対象とするか否かは、個別の事象の原因やその影響を踏まえて本市が判断するものとします。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
30	32	別紙-1	2	(2)	管理運営業務に係る対価	委託料D（運搬業務費）及び委託料E（資源化業務費）について、各支払期の支払金額は、「各支払期の搬入廃棄物量（実績値）×提案単価（円/t）」とあります。委託料D及びEの費用は主灰及び飛灰の運搬費用及び資源化費用が大部分を占めるため、主灰及び飛灰の発生量により大きく変動します。主灰及び飛灰の発生量は、「搬入廃棄物量」の他、廃棄物中の灰分割合に大きく影響を受けますが、「別紙15.ごみ質実績（南部・西部）」で示されている4年分×2施設のごみ質データでは、灰分割合が2～10%と大きく変動しており、事業期間における主灰及び飛灰の発生量を事業者において正確に予測することは困難です。以上より、委託料D及び委託料Eの各支払い金額については、「各支払期の運搬量または資源化量（実績値）×提案単価（円/t）」に変更いただけないでしょうか。	入札説明書の記載のとおりとします。
31	32	別紙-1	2	(2)	管理運営業務に係る対価 委託料D 委託料E	実際の搬入ごみ質が計画ごみ質から乖離し、ごみ量あたりの副生成物（運搬・資源化対象物）が増減した場合には、実際のごみ質を踏まえて精算していただけるものと理解してよろしいでしょうか。	実際の搬入ごみ質が計画ごみ質から乖離し、ごみ量あたりの副生成物が増減した場合においては、協議するものとします。
32	32	別紙-1	2	(2)	管理運営業務に係る対価 委託料E	委託料Eは※2について搬入量とありますが、資源化業者側の重量を正とするということによろしいでしょうか	委託料Eは、本施設の搬入廃棄物量あたりの提案単価(円/t)にて算定となります。
33	33	別紙-1	3	(2)	委託料の支払い方法	委託料D・Eが四半期ごとの支払となっておりますが、毎月支払にして頂くことは可能でしょうか。貴市からSPCへの支払いとSPCから運搬企業・資源化企業への支払いは同タイミングであることが望ましいと考えます。	入札説明書の記載のとおりとします。
34	34	別紙-1	4	(2)	委託料の物価変動による改定	設計建設工事請負契約書第26条と同様に管理運営委託契約においても、「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動」や「予期することのできない特別な事情により、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーション」が生じた場合には例外的な改定方法についてを貴市と協議することをお認めいただけないでしょうか。	「価格の著しい変動」や「急激なインフレーション又はデフレーション」が生じ、事業者の業務継続に支障をきたすなどの事態が生じるおそれがある場合においては、協議を行うものとします。

■入札説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
35	34	別紙-1	4	(2)ア	改定の条件	「入札年度のインデックスについては、契約時点である令和7年2月末時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）とありますが、入札書を提出するのは令和6年9月であるため、インデックス期間と差異が生じます。よって、入札提出月の令和6年9月時点で公表されている最新の指標（直近12か月の平均値）へ変更いただけないでしょうか？提案以降の物価変動を事業者負担とすることになるため、合理的な金額の算定が困難となります。	入札説明書の記載のとおりとします。
36	35	別紙-1	4	(2)ウ	改定に用いる指標	委託料D及びEの改定に用いる指標が「消費税を除く企業向けサービス価格指数／総平均」となっていますが、委託料Eについては、エネルギー費（電力、都市ガス、コークス）も加味して頂くことは可能でしょうか。または、当該エネルギー費を加味した物価指標を提案することは可能でしょうか。	改定指標や改定頻度等の条件については、落札者決定後に落札者からの提案に基づき、協議を行いその合理性や妥当性について本市が認めた場合には、提案指標を採用することを予定しています。
37	35	別紙-1	4	(2)ウ	改定に用いる指標	「※落札者決定後、落札者の提案する指標、改定頻度等の条件について（中略）。ただし、提案書において、当該費目の内訳を明記すること。」とありますが、事業者が提案する指標、改定頻度等の条件は、第15-2-2号様式～第15-2-6号様式の委託料A～Eの内訳書における「内容・算定根拠」欄に明記するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
38	35	別紙-1	4	(2)ウ	改定に用いる指標 委託料B（運営変動費）	合理性及び妥当性がある場合には、有価物に関する指標の追加についても協議いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	2	第1章	第2節	3(10)	対象施設及び施設規模	電気供給配線の責任分界点は、別添資料で提示して頂けませんでしょうか。	蒸気配管ルートの責任分界点付近に電気供給配線の責任分界点となるキャビネットを設置予定です。工事の詳細は未定です。
2	2	第1章	第2節	3(10)	対象施設及び施設規模	「水泳場」への余熱供給配管及び電気供給配線について、既存施設の「搬入路」を横断する部分がございますが、現時点での想定があれば、当該部分の工事について、施工時期、その他の条件があればご教示ください。	更新工場の建設期間も現工場から水泳場への蒸気・電気の供給を継続するため、安定供給に配慮した施工方法をご提案ください。
3	3	第1章	第2節	5	敷地面積	敷地全体（現工場含む）66,960㎡とありますが、確認申請（計画通知）の申請面積も同じ認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
4	3	第1章	第2節	5	敷地面積	上記質問（No.2）に関連して、図2工事範囲の図中に受電点が記載されていますが、架空での受電点と理解してよろしいでしょうか。 また、架空配線の受電であれば、受電点を更新用地側に変更することは可能でしょうか。	受電点は接続検討結果をもとに参考として示しているため、今後の電力会社との協議により変更となる可能性があります。（同様に配線方法も地中配線となっておりますが、変更となる可能性があります。） 接続検討結果は閲覧可とします。閲覧する場合は、令和6年7月5日までに電話又はメールにてお申込みください。
5	3	第1章	第2節	5	敷地面積	搬入路と示されている範囲は、更新工場でのごみ受け入れの際に明確なサイン誘導を行うため、更新工場受入れ開始前に搬入路内の舗装ライン引きなどを行うことは可能と考えてよろしいでしょうか。	現工場の安定稼働、搬入車両・歩行者等の利便性・安全性に配慮した上で提案を可とします。
6	3	第1章	第2節	5	敷地面積	搬入路の範囲内に、その現工場の運営機能を損なわない範囲にて建築物を新設することは許容されると考えてよろしいでしょうか。	現工場の運営機能を損なわないことを事業者が証明し、本市が認めた場合に限り、提案を可とします。
7	3	第1章	第2節	5	図2工事範囲	図中の「工事時使用箇所」（緑色網掛部分）へは「搬入路」からの人と車両のアクセスが可能と考えてよろしいでしょうか。	現工場の安定稼働、搬入車両・歩行者等の利便性・安全性に配慮した上で提案を可とします。
8	3	第1章	第2節	5	図2工事範囲	図中の「工事時使用箇所」（緑色網掛部分）の西側芝生エリアについて、仮設用地として貸与して頂くことは可能でしょうか。	工事時使用可能箇所以外の範囲の使用については、原則として不可とします。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
9	3	第1章	第2節	5	図2工事範囲	敷地南側の出入口は、一部更新用地外であるが、工所用ゲートとして使用が可能と考えてよろしいでしょうか。	現工場の安定稼働、搬入車両・歩行者等の利便性・安全性に配慮した上で提案を可とします。
10	3	第1章	第2節	5	図2工事範囲	図2に記載の搬入路の部分は、更新工場の車路として使用する計画と理解してよろしいでしょうか。	図2の搬入路は本位置での設置を指定するものではありませんので、現工場の安定稼働、搬入車両・歩行者等の利便性・安全性に配慮した上で搬入路を提案ください。ただし、搬入口は更新用地の北側に設置することを条件とします。
11	3	第1章	第2節	5	図2工事範囲	日影、騒音・振動および悪臭の規制の基準となる敷地境界線をご提示願います。	敷地境界線は「要求水準書別紙05_現工場（開発行為の事前協議書）」の外構計画図（土地利用事業計画変更図）に記載の線（赤線及び紫線）となります。
12	4	第1章	1	6(1)1)	気温	最高 41.1℃ 最低-4.3℃との記載がありますが、空調設備の設計においては、建築設備設計基準記載の浜松のデータを基に設計してよろしいでしょうか。	空調設計においても、近年の気候変動や30年以上の使用を考慮し、P41) 気温 最高41.1℃ 最低-4.3℃を条件として設計してください。
13	4	第1章	第2節	6(3)7)	緑化率	更新用地において必要となる緑化と環境施設の決定に必要なため、既存の敷地全体緑化面積及び各部位毎の緑化面積と環境施設の面積を提示ください。更新工事における申請時に算入することができる面積が必要です。	現工場の計画時の緑化面積については「要求水準書別紙05_現工場（開発行為の事前協議書）」の外構計画図（土地利用事業計画変更図）をご確認ください。ただし、現在の植栽については計画時と一部異なる部分がありますので、現地確認等でご確認ください。
14	4	第1章	第2節	6(3)7)	緑化率	20%以上（屋上・壁面除く）とありますが、工場立地法、貴市の緑化条例共に屋上、壁面緑化を一定量まではカウントできると記載されています。法令が認める範囲の屋上・壁面緑化できると解釈してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書（設計建設業務編） 第1章第2節6（3）7）について、（屋上・壁面除く）の記載を削除し、以下のとおりとします。 7)緑化率 20%以上、環境施設率25%以上
15	4	第1章	第2節	6(3)7)	緑化率	「緑化率20%以上（屋上・壁面除く）、環境施設率 25%以上」とありますが、敷地全体（現工場を含む）に対する比率という認識でよろしいでしょうか。また、その場合、更新用地内で必要な緑化率と環境施設率の残余面積をご教示願います。	ご理解のとおりです。 残余面積は、No.13の回答でお示しする資料をもとに算出ください。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
16	14	第1章	第2節	6(4)	敷地周辺設備	用水、排水、通信の取合い位置を提示ください。用水に関しては配管仕様（材質／口径／肉厚、運転圧力／温度、設計圧力／温度）について、ご回答ください。	用水、排水、通信の取合い位置及び配管仕様を別紙23に示します。
17	6	第1章	第3節	5	保険	組立保険で建設工事保険の内容をカバーできる場合は、建設工事保険への加入は不要と考えてよろしいでしょうか。	組立保険で建設工事保険の内容をカバーできる場合においては、提案を可としますが保険内容、条件等を詳細に明示するものとします。
18	8	第1章	第5節	1(2)	使用材料規格	「(2) 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」と記載ありますが、ボイラ非耐圧部材やプラント鉄骨等については国内の一般廃棄物処理施設に納入し稼働した実績があれば成分・強度がJIS規格と同等の海外規格材を海外で調達し使用できるものと解釈してよろしいでしょうか。	JIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する、もしくは同等以上であることを事業者が証明し、本市が認める場合に限り、提案を可とします。
19	8	第1章	第5節	1(2)	使用材料規格	「(2) 原則として JIS 等の国内の諸基準や諸法令に適合する材料や機器等であること。」と記載ありますが、と記載ありますが、ボイラの耐圧部材に関しては「発電用火力設備の技術基準」で認められているJIS材と同等のASME材を海外で調達し使用できるものと解釈してよろしいでしょうか。	JIS等の国内の諸基準や諸法令に適合する、もしくは同等以上であることを事業者が証明し、本市が認める場合に限り、提案を可とします。
20	8	第1章	第5節	1(3)	使用材料規格	「(3) 検査立会を要する機器・材料等については、原則として国内において本市が承諾した検査要領書に基づく検査が実施できること。」と記載ありますが、お立会い検査に必要な費用を建設事業者が負担することで海外工場でも検査を実施できるものと解釈してよろしいでしょうか。	国内での検査を原則としますが、海外工場での検査が必要な場合は協議とします。 なお、本市分の旅費等の負担は不要です。
21	17	第1章	第7節	5	表1-2 性能保証項目 16 炉室内温度	炉室内は室内温度が機器性能に影響致しませんので、局部温度は外気温度+15℃、室内温度は外気温度+10℃として頂けないでしょうか。これにより、消費電力の低減に繋がります。	各機器や盤の故障を防ぐため、要求水準書に示すとおりとします。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
22	17	第1章	第7節	5	表1-2 性能保証項目 16 炉室内温度	性能保証項目番号16の炉室内温度について、「試験時の外気温で設定（35℃程度）」とありますが、ごみ処理施設整備の計画・設計要領（2017改訂版）p474において、炉室の換気計画は「一般に外気温32℃前後、排気温との温度差を10℃前後に設定する例が多い」と記載があり、ご指定の外気温+5℃程度とすると通常的设计より換気設備容量の増加、消費電力の増加が懸念されます。「脱炭素化に資する施設」の実現のため、省エネの観点から外気温との温度差を10℃とすることを認めいただけないでしょうか。	各機器や盤の故障を防ぐため、要求水準書に示すとおりとします。
23	17	第1章	第7節	5	表1-2 性能保証項目 18 機械関係諸室内温度	機械関係諸室は室内温度が機器性能に影響致しませんので、局部温度は外気温度+15℃、室内温度は外気温度+10℃として頂けないでしょうか。これにより、消費電力の低減に繋がります。	各機器や盤の故障を防ぐため、要求水準書に示すとおりとします。
24	17	第1章	第7節	5	表1-2 性能保証項目 19 発電機室温度	発電機室は室内温度が機器性能に影響致しませんので、局部温度は外気温度+15℃、室内温度は外気温度+10℃として頂けないでしょうか。これにより、消費電力の低減に繋がります。	各機器や盤の故障を防ぐため、要求水準書に示すとおりとします。
25	21	第1章	第10節	3	実施設計	本書に記載されている図書の最新版は、入札時点の最新版と見做し入札します。入札時点から実施設計段階において図書の最新版に見直しが発生した場合の費用精算については、別途協議をお願いします。	別途協議とします。
26	26	第1章	第11節	1(6)	建設業務の基本的な考え方	「本市の行う敷地周辺での工事や敷地内での整備、敷地周辺設備工事等」とありますが、予定される工事の内容と概略工程について、現時点での想定があればご教示ください。	工場敷地の道路を挟んだ東側は県営都市公園「遠州灘海浜公園（篠原地区）」として計画されておりますが、現時点において具体的な内容及び概略工程は明示されておりません。その他、敷地周辺での工事は予定しておりません。
27	27	第1章	第11節	3(2)2 ⑤	現場管理	「他の別途工事」とありますが、予定される工事の内容と概略工程について、現時点での想定があればご教示ください。	No.26の回答を参照ください。
28	27	第1章	第11節	3(2)4	設計変更	「実施設計の変更が生じた場合は、建設事業者の責任において変更しなければならない。」とありますが、これは設計変更の原因が、建設事業者にあった場合に適用され则认为よろしいでしょうか。	設計変更の原因が、建設事業者にないことを事業者が証明し、本市が認めた場合に限り、適用されないものとします。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
29	28	第1章	第11節	6(1)	工事の責任者	「施工業者の社員の中から担当責任者を選任し、本市と協議のうえ必要な時期に現場に常駐させること。」とありますが、担当責任者とは主任技術者を指し、必要な時期とは建設業法上主任技術者として配置が必要な期間を指すとの理解でよろしいでしょうか。	建設業法上の主任技術者は法に基づき、適切に配置してください。本項目では工種ごと（土木建築工事、建築機械設備工事、建築電気設備工事、プラント機械設備工事、プラント電気設備工事）に担当責任者を選任し、本市と協議のうえ必要な時期に現場に常駐させることを示しております。 なお、建築基準法に基づく建築士である工事監理者は事業者にて配置ください。
30	28	第1章	第11節	6(2)	ボイラー・タービン主任技術者・電気主任技術者の配置	ボイラー・タービン主任技術者の資格を有する者を配置するとありますが、電気事業法第四十三条第2項による許可を得た主任技術者も該当するという理解で宜しいでしょうか。 なお、上記について管理運営期間における電気主任技術者及びボイラー・タービン主任技術者の配置についても同様の理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。法に基づき配置ください。
31	29	第1章	第11節	7(1)	残存工作物等	更新用地内に、保存や移設が必要な工作物や植栽の類はないと考えてよろしいでしょうか。	水泳場への電気・蒸気の安定供給は工事期間中も継続して実施しますので、影響がないよう整備ください。なお、既存配管の撤去は更新工場供用開始後に別事業で実施予定ですので、ご協力ください。
32	29	第1章	第11節	7(1)	残存工作物等	「予期せぬ～別途協議を行う。」とありますが、提示いただいた資料に記載のない予期せぬ大規模な工作物が存在した場合は費用負担および工期について別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	提示した資料に記載がなく、想定も困難であった場合に限り、ご理解のとおりです。
33	29	第1章	第11節	7(2)	地中障害物	「要求水準書別紙06_地質調査結果」より、一部のエリアで、産業廃棄物や油土類の埋設が確認できます。これらの発現量は想定することができないため、予期できない埋設廃棄物として、費用負担及び工期について、別途ご協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	「要求水準書別紙08_土壌汚染調査結果」をご確認ください。
34	29	第1章	第11節	7(2)	地中障害物	「(2)地中障害物の存在が確認された場合は、本市の承諾を得て建設事業者の負担において適切に処分すること。」とありますが、入札公告にてご提示いただいている資料では、地中障害物の有無の確認ができないため、受注後に地中障害物が判明した場合には費用負担及び工期について別途ご協議いただけたらと考えてよろしいでしょうか。	提示した資料に記載がなく、想定も困難であった場合に限り、ご理解のとおりです。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
35	29	第1章	第11節	7(3)	建設発生土の処分	「工事により発生する汚染土壌の処分は、建設事業者の負担において適切に処分すること。」とありますが、要求水準書別紙の土壌汚染状況調査報告書にて明記されていないような土壌汚染が受注後に判明した場合には、費用負担及び工期について別途協議をいただけますでしょうか。	提示した資料に記載がなく、想定も困難であった場合に限り、ご理解のとおりです。
36	29	第1章	第11節	7(3)	建設発生土の処分	「(3)建設発生土の処分、2)残土については、できる限り発生しないように計画するものとし、場外処分する場合には、本市と十分に協議を行い、本市の指示に従うこと。」と記載がありますが、処分場所および運搬・処分費に指定がありましたらご指示願います。	現時点の処分場所及び運搬・処分に関する指定はありません。場外で処分する場合に協議するものとしします。
37	30	第1章	第11節	7(8)	工所用車両の搬出入路	工事中における周辺道路および構内の安全で円滑な交通を確保するため、工所用車両専用の仮設出入口を建設事業者の負担で追加設置することをお認めいただけますでしょうか。	現工場の安定稼働、搬入車両・歩行者等の利便性・安全性に配慮した上で提案を可とします。
38	30	第1章	第11節	7(10)4)	仮設物	貴市および貴市が委託する監理業者用現場事務所（各70㎡程度）について、必要な什器類等を見込むため執務者数をご教示ください。	各10名程度で想定ください。
39	30	第1章	第11節	7(10)4)	仮設物	「来場者対応が可能で工程会議等を行うための会議室を設けること。」とありますが、請負者の会議室と兼用可能と考えてよろしいでしょうか。 当該会議室の規模は30名程度に対応できる大きさと考えてよろしいでしょうか。	兼用を可とします。 建設事業者用の会議室の大きさは、P28 6施工管理（3）本市との会議に影響がないことを条件として、提案を可とします。
40	31	第1章	第11節	7(17)	負担金	①ユーティリティの取合点を提示願います。②取合い点からの引込は建設事業者負担となっていますが、ここでいう「負担金」とは何を指すでしょうか。	①取り合い点について、電気はNo.1の回答、用水、排水、通信についてはNo.16の回答を参照ください。 ②負担金は中部電力パワーグリッド株式会社との工事費負担金以外を指します。
41	33	第1章	第12節		完成図書	記載の部数には、貴市が委託する監理業者分を含むと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
42	39	第2章	第1節	5(4)	災害発生時も安全が確保された施設	「更新工場は、給水、薬剤、燃料等の補給、又は副生成物の搬出ができなくても、1週間程度の運転が継続できるよう、貯留槽等の容量を確保するものとする。」とありますが、1週間程度の定義は1炉定格運転基準ごみ時の7日分と理解してよろしいでしょうか。	2炉運転 基準ごみ時の7日分とします。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
43	39	第2章	第1節	5(5)	災害発生時も安全が確保された施設	緊急避難場所として想定される最大受入れ人数は、建設事業者の提案でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
44	40	第2章	第2節	2(6)	配置動線	「見学者動線は、管理棟（大会議室）を起点とした効率的な見学ルートを確認する」とありますが、更新工場と管理棟が合棟であることも許容されているため、管理棟（大会議室）は例示と考えてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
45	43 44 45	第2章	第4節	1(2)2 1(2)3	計画ごみ量 計画ごみ質	災害廃棄物は①～⑦の変動係数考慮後の計画ごみ量に内数として含まれ、各様式ではその計画ごみ量、および①～⑦の計画ごみ質にて設計するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
46	43 44 45	第2章	第4節	1	※その他のごみ（③④⑦⑧）	各社発電量評価の条件統一のため、計画ごみ質の提示のない③衛生工場沈砂、④衛生工場汚泥、⑦脱水汚泥について、低位発熱量を提示いただけませんか。また、ごみ質のご提示が難しい場合は③④⑦を、⑤⑥下水汚泥（し渣含む）の低位発熱量と同等と想定することをお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおり、実績等に基づき設定ください。
47	46	第2章	第4節	6	余熱利用計画	水泳場からの戻り温水に関して、戻り量の記載がありません。戻り量は供給蒸気量と同量として計画を行うという認識でよろしいでしょうか。	同量程度にて計画ください。
48	46	第2章	第4節	6	余熱利用計画	水泳場からの戻り温水に関して、省エネ・省資源の観点から循環再利用を想定していますが、供給蒸気に対し本施設のボイラおよび蒸気・復水系統機器の健全性確保に影響するような水質の悪化はないという理解でよろしいでしょうか。	懸念される悪化がないように、建設及び維持管理を実施してください。ただし、水泳場に起因して水質が悪化したことを事業者が証明した場合には協議とします。
49	50	第2章	第4節	10	表2-15主灰・飛灰処理物溶出基準	表2-15に示されている飛灰・飛灰処理物の溶出基準は、飛灰を飛灰処理物として資源化先以外で処理する場合のみ適用され、飛灰を資源化する場合は資源化先の受入基準に準拠するものと考えてよろしいでしょうか。	資源化する場合においても表2-15の溶出基準を満たすものとします。なお、「飛灰・飛灰処理物」は「飛灰処理物」に訂正します。
50	55	第3章	第2節	1	計量機	貴市にて設置される計量システムについて、システム概要、設置機器についてご教示願います。また、貴市所掌の計量システム以外の計量機及び周辺機器は事業者所掌という理解でよろしいでしょうか。	システム概要等は閲覧可とします。閲覧する場合は、令和6年7月5日までに電話又はメールにてお申込みください。後段のご質問については、ご理解のとおりです。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
51	56	第3章	第2節	2(5)2)	特記事項	P.141 「k) プラットホームに面する建具は、ステンレス製とすること。」とありますが、こちらに記載の耐候性塗料塗またはステンレスの記載を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
52	56	第3章	第2節	3(3)2)	主要項目	プラットホーム出入口扉の材質はステンレス製とありますが、上記には「プラットホームに面する鋼製建具は耐候性塗料塗り仕上げ又はステンレス製と」とあります。「耐候性塗料塗り又はステンレス製」を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
53	59	第3章	第2節	8	ごみピット（土木建築工事に含む）	「有効容量はごみピット底面からごみ投入扉のシュート下部までとする。」とありますが、計画ごみ質を踏まえ、ごみの圧密を考慮し、施設を円滑に運用し、焼却炉の計画停止時においても確実にごみを貯留可能な容量とすることを前提に、有効容量算出の基準レベルを、投入扉下面の水平線以下とする提案をお認めいただけないでしょうか。 ご指定の有効容量5.15日分を投入扉下面の水平線以下にて1段ピットで確保する場合、ごみピット内の空間を有効利用できるため、建設費の大幅な削減につながります。また、操炉計画上の最大貯留量(全休炉後)は、ほぼ有効レベル高さ程度となり、積上げ分(3日分程度)は余裕を確保可能です。	ご意見を踏まえ、要求水準書（設計建設業務編）第3章第2節8（3）1）について、以下のとおりとします。 ただし、法定点検などにより長期の処理停止があった場合にもごみの受入が可能な構造および体制を構築することとします。 (3)主要項目 1)容量 有効容量はごみピット底面からごみ投入扉下面までとする。なお、二段ピットとする場合は、ごみ投入扉から中仕切りまでは、ごみピット底面からごみ投入扉下面までとし、中仕切りからごみ投入口は、中仕切り高さ以下とする。 また、長期の処理停止があった場合にもごみの受入が可能な構造とする。
54	59	第3章	第2節	8(4)5)	特記事項	「ピット内に露出する金属部は原則ステンレス製とする。」とありますが、ごみピット有効容量部分に露出する金属部を対象とし、ピット上部空間などは含まれないものと理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
55	61	第3章	第2節	10	自動窓ふき装置	洗浄ユニット、ポンプユニット、制御盤等により構成されるタイプではなく、実績と信頼性が高い窓ガラス面に親水性コーティングを施し、水噴霧を行うことで操作窓等の美観を維持する提案をお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
56	63	第3章	第2節	14	薬液噴霧装置	「ごみピット、プラットホームに防臭・防虫剤噴霧を行うものとして設けること。」とありますが、防臭剤は効果の高いプラットホーム、ごみピットには防虫剤を噴霧するものと解釈してもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
57	64	第3章	第3節	1	炉体鉄骨及びケーシング	<p>(4)構造 3)にて、炉体鉄骨の構造計算基準は「建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房営繕部整備課監修）」と記載されています。一方、P.71 (5)特記事項 4)ではボイラ鉄骨の構造計算はJEAC3605によると記載されています。</p> <p>炉体鉄骨とボイラ鉄骨が一体となる場合は、条件が厳しい「建築構造設計基準及び同解説（国土交通省大臣官房営繕部整備課監修）」を採用すると解釈してもよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。ただし構造計算ルートの選定は左記の指針に準拠し、かつ建物と同様の耐力を確保できていることが確認できる方法としてください。</p>
58	66	第3章	第3節	5	炉駆動用油圧装置	<p>「数量3基（1炉1基）」とありますが、油圧タンクは3炉で兼用とし、ポンプも共通予備とすることで、冗長性を確保したうえで省スペース化を図る提案をお認めいただけないでしょうか。他工場において多くの採用実績がありますのでご検討お願いいたします。</p>	<p>提案を可とします。</p>
59	71	第3章	第4節	2	ボイラ鉄骨・落下灰ホッパシュート	<p>(5)特記事項 4)「本鉄骨構造計算は建築鉄骨が荷重を負担しない場合は、運転荷重で=0.3とする。」について、「=0.3」は「水平震度=0.3」という理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
60	78	第3章	第4節	16 17	純水タンク 純水移送ポンプ	<p>純水装置を逆浸透膜式とする場合、イオン交換樹脂の再生時間がないため、純水タンクは不要となります。そのため、純水タンクおよび純水移送ポンプの設置は実績に基づいた事業者提案とさせていただけないでしょうか。</p>	<p>提案を可とします。</p>
61	82	第3章	第5節	2(4)3	HCl, SOx 除去設備	<p>「有効貯留容量が7日間分以上」とありますが、他設備と同様基準ごみ時使用量と考えて良いでしょうか。また、運転炉数と負荷率については事業者提案としてよろしいでしょうか。</p>	<p>No.42の回答を参照ください。</p>
62	82	第3章	第5節	3(2)4	NOx 除去設備	<p>「有効貯留容量が基準ごみ時使用量の7日間分以上」とありますが、運転炉数と負荷率については事業者提案としてよろしいでしょうか。</p>	<p>No.42の回答を参照ください。</p>
63	82	第3章	第5節	4(4)1	ダイオキシン類・水銀除去設備	<p>「有効貯留容量が基準ごみ時使用量の7日間分以上」とありますが、運転炉数と負荷率については事業者提案としてよろしいでしょうか。</p>	<p>No.42の回答を参照ください。</p>

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
64	87	第3章	第6節	3(5)	熱利用設備（場外用）	「2）更新工場と水泳場とで責任を明確にするため、行きと戻りの送量、温度圧力等を把握できるよう計測設備を設けること。」と記載がありますが、更新工場内に計測設備を設けるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
65	92	第3章	第8節	2	灰搬出装置	「数量3系列」とありますが、3炉分を共通で搬出できるコンベヤを予備含めた2本設置とすることで、冗長性の向上と、省スペース化によるメンテナンス性の両立を図る提案をお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
66	100	第3章	第8節	16(3)1)	飛灰貯留槽	「容量7日分以上」とありますが、採用を予定している複数の資源化委託先において、湿灰での搬入を条件とされています。つきましては、飛灰処理物貯留設備と飛灰貯留槽を合わせて7日分以上とする提案をお認めいただけないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
67	101	第3章	第8節	18(4)4)	飛灰処理装置	「飛灰（未処理）での搬出と飛灰処理設備への搬出の両方に対応できるよう切替機能を有すること」とありますが、採用を予定している複数の資源化委託先において、湿灰での搬入を条件とされています。本機器および飛灰処理装置以降の飛灰（未処理）の搬出設備は、運営期間を通して資源化での利用計画がない場合は、将来設置可能なスペースを見込み、設備は設置しないこととしてよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。
68	106	第3章	第10節	1	ごみピット汚水処理設備	「ろ液噴霧ポンプ」「ろ液噴霧器」について「必要に応じて」となっていることから、ごみ汚水を炉内噴霧処理せずごみピット循環処理とする場合、炉内噴霧処理に必要な「ごみ汚水ろ過器」「ろ液貯留槽」「ろ液移送ポンプ」についても必要に応じて事業者にて設置の可否をご提案できるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
69	110	第3章	第11節	2	構内引込設備	構内引込設備として、引込柱、開閉器、制御装置の記載がございますが、既に実施済みの電力会社との協議にて引込柱の想定位置がありましたらご教示ください。	No.4の回答を参照ください。
70	110	第3章	第11節	1	電源計画	試運転期間中は既設工場と新設工場で各々受電することになりますが、電力会社とは確認済みという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
71	110	第3章	第11節	1(8)	電源計画	別添資料の浜松市西部清掃工場更新基本計画書P103に蒸気管・電線の取り合い点が図示されておりますが、P110では「水泳場遮断器一次側までケーブルを敷設すること。」とあります。 電気供給配線については、埋設配管は取り合い点までとし、ケーブルは水泳場遮断器一次側まで敷設するという理解でよろしいでしょうか。 この理解で正しい場合、取合点から水泳場遮断器盤までの回路情報（配線ルート、回路の仕様、敷設状況など）が分かる資料を提示願います。また、取合い点から水泳場までの既設配線は撤去と考えるよろしいでしょうか。	電気供給配管及びケーブルの取り合い点は同位置とし、取り合い点はNo.1の回答を参照ください。 取り合い点から水泳場までの既存配線の撤去方針は別事業で検討します。
72	110	第3章	第11節	1(8)	電源計画	別添資料の浜松市西部清掃工場更新基本計画書P103に蒸気管・電線の取り合い点にて、プラント計装・ITV・放送・警備、CATV、電話が図示されております。これらは、新工場から埋設配管取り合い点まで敷設・接続し、以降、水泳場までは別途工事との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	110	第3章	第11節	2	構内引込設備	「電源計画に基づき、構内引込に必要となる設備を設けること。具体的には電力会社との協議に基づくものとする。」と記載がありますが、電力会社からの受電方式は架空配線によるものと考えてよろしいでしょうか。	No.4の回答を参照ください。
74	110	第3章	第11節	2	構内引込設備	受電点から更新工場電気室間は地中電路になると想定されますが、地中電路材の仕様はFEP管でもよろしいでしょうか。	指定はありませんので、提案ください。
75	110	第3章	第11節	2	構内引込設備	別添資料の水路横断・アクセス道路横断カルバート工事計画図にて、中電新設電路の記載がありますが、現工場の引込み用途との理解でよろしいでしょうか。 この理解が正しい場合、以下の理由により地中引込での提案をお認めいただけないでしょうか。 電力会社との協議により決定されるものと認識しておりますが、現在、架空引込における33kV用PGS(柱上ガス開閉器)は生産中止等で販売元が限定されており、地絡方向継電器を付属することが出来ず、手動操作しか出来ないものとなり、保安上の責任分界点に地絡遮断装置を設置(高圧受電設備規程)できなくなっています。	地中引込での提案を可とします。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
76	111	第3章	第11節	4	特高受電盤	単独運転検出装置又は転送遮断装置について設置要求がございますが、既に実施済みの電力会社との協議により不要と判断されたとの理解でよろしいでしょうか。	明記されていない事項であっても、設計建設のために当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備してください。
77	112	第3章	第11節	6	高圧配電盤	受電電圧が33kVなので中性点接地方式は、高抵抗接地方式とし、EVTを設置するという理解でよろしいでしょうか。	指定はありませんので、提案ください。
78	113	第3章	第11節	8	進相コンデンサ盤	自動力率調整器を進相コンデンサ盤でなく高圧配電盤に設置する場合は、計器用変流器は高圧配電盤の設置機器という理解でよろしいでしょうか。	指定はありませんので、提案ください。
79	114	第3章	第11節	11(1)1)	低圧動力制御盤(コントロールセンタ)	形式に「鋼板製屋内自立防じん閉鎖形又はコントロールセンタ」と記載がありますので、集合電磁盤の採用も可能という理解でよろしいでしょうか。	故障時の個別対応ができないため、不可とします。
80	115	第3章	第11節	13(2)	接地工事	接地極工事において、所定の接地抵抗値を得るために想定される接地工法及び接地極埋設深さ等の条件、または既設工場における接地工事記録（工法、埋設位置、埋設深さ、接地抵抗値他）をお示しいただけないでしょうか。提示が困難な場合、実際の想定に反して接地抵抗を得られず、ポーリング工法等による深埋設を要した場合の費用については、別途協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	既存工場における設置工法に関する資料を閲覧可とします。閲覧する場合は、令和6年7月5日までに電話又はメールにてお申込みください。また、別途協議は想定しておりません。
81	116	第3章	第11節	14(2)	非常用発電機（プラント用）	交付率1/2の交付金の非常用発電機の能力の条件は1炉立上げの容量ですが、本記載に基づく、3炉全てを停止させるため（焼き切りまで）に必要な容量と云う条件が追加されております。交付金の条件と比較すると過剰な条件と思われるので、交付金の趣旨に沿った設備条件をご検討頂けないでしょうか。	要求水準書に示すとおりとします。「焼き切り」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則 第4条の5（一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準）によるものとします。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
82	116	第3章	第11節	14(2)	非常用発電機（プラント用）	「3 炉稼働時の全停電時に焼却炉を安全に停止させるため（焼き切りまで）に必要な容量」とありますが、ストーカ式焼却炉は非常用発電機の電源を含む全停電時においても、安全停止プロセスによる自動緊急停止で直ちに安全状態に移行します。従いまして、非常用発電機（プラント用）の容量は3 炉緊急停止後の安全状態を維持するために必要な容量、または全炉停止後の1 炉起動に必要な容量の何れか大きい方にて計画することとし、緊急停止時の安全な停止状態（ごみの状態含む）については、事業者提案とすることを認めただけでないでしょうか。	No.81の回答を参照ください。
83	116	第3章	第11節	14(3)	非常用発電機（防災用）	非常用発電機（プラント用）の容量に防災に係る電源容量を含み、運営時には毎月の点検により、非常時に確実に作動するよう管理を行いますので、防災用とプラント用を兼用する提案をお認めいただけませんか。	現工場で非常用発電機が長期使用不能の時期があった経緯を踏まえ、要求水準書に示すとおりとします。
84	133	第3章	第13節	7(6)	発電状況表示板	将来水泳場及び篠原協働センターにも表示できるよう、別途設置いただくネットワーク回線にデータ出力できるシステムとする理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
85	133	第3章	第13節	8	運転状況表示板	数量は4台で本市の指示する場所とありますが、1 か所屋外、3 か所屋内設置と考えてよろしいでしょうか。	屋外に2箇所、屋内に1箇所とし、残り1箇所は設置方針含め、提案とします。
86	135	第4章	第1節	1	土木工事	(2)かさ上げを実施する場合は現工場から生成される溶融スラグの使用を推奨されていますが、溶融スラグの価格や受取方法をご教示願います。	買取価格を220円/t（税込）として、事業者にて積込・運搬ください。詳細は浜松市西部清掃工場ホームページをご確認ください。
87	136	第4章	第1節	2(5)	植栽	「緩衝帯（グリーンベルト）を敷地の周囲幅10mに確保・・・（中略）・・・調整池はこの限りではない。」とありますが、調整池には高木、中木、低木、地被類等による植栽までは求めないと理解してよろしいでしょうか。	調整池が敷地境界線の近くに配置され、緩衝帯の設置が困難な場合は、緩衝帯の設置を必須としないという意味です。
88	136 155	第4章	第1節 第3節	2(4) 3(4)	防火水槽 消火設備	P.136にて「必要な容量、構造を有する防火水槽を計画すること。」、P.155にて「防火水槽は法令に基づき必要容量を確保すること。」と記載されていますが、法令に基づき設置不要の場合は、防火水槽を設けないものと考えてよろしいでしょうか。	法令及び関係部局と協議の結果、不要となった場合に限り、ご理解のとおりです。
89	137	第4章	第1節	2(9)1)	調整池	トイレの意匠・構造・設備の図面の提出頂けないでしょうか。	別紙24に示します。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
90	138	第4章	第2節	2	計画概要	(2)仮設計画、2)工事用の電力、用水は建設事業者の負担により確保することと記載がありますが、敷地内既設設備の使用は不可で敷地外から引込む必要があると考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
91	138	第4章	第2節	2	計画概要	(2)仮設計画、3)仮設事務所の本市及び本市委託業者用の仮設事務所はP30に記載のある本市及び本市が委託する監理業者用現場事務所（各70㎡程度）のことと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
92	140	第4章	第2節	3(2)1)	共通	「1)共通④空気圧縮機室、油圧装置室、送風機室、誘引通風機室、破碎機室等の騒音の発生する設備については、密閉した室に収納し騒音・振動の遮断を配慮すること。」とありますが、労働環境への配慮および敷地境界での公害防止基準値遵守を条件に、専用室内に格納する機器は事業者提案とすることをお認めいただけないでしょうか。	提案を可とします。
93	141	第4章	第2節	3(2)2) ②j)	プラットホーム	「プラットホームに面する建具は、ステンレス製」とありますが、P. 56では「プラットホームに面する鋼製建具は耐候性塗料塗り仕上げ又はステンレス製と」とあります。「耐候性塗料塗り又はステンレス製」を正と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
94	141	第4章	第2節	3(2)2) ②k)	プラットホーム	左記の建具についてはステンレス製とありますが、同項金属物類で着色が必要なものは耐候性塗料塗仕上とすることと記載があります。建具についても耐候性塗料仕上とした方がメンテナンス性も良く、着色による美観も確保できるため、代替としてもよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
95	144	第4章	第2節	3(2)10)	作業員関係諸室（保守点検業務従事者用	「作業員関係諸室（保守点検業務従事者用）」は定期修繕の作業員用詰所と同義と理解してよろしいでしょうか。保守点検業務事業者が日常的な点検業務に従事する作業員を示す場合は、中央制御室の運転員と人員配置が流動的であるため、9)「運転員関係諸室」と兼用することをお認めいただけないでしょうか。	定期修繕の作業員用詰所と同義とし、兼用を可とします。

■要求水準書（設計建設業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
96	146	第4章	第2節	4(2)2	基礎構造	<p>(2)基礎構造.2)「基礎の設計においては、必要に応じて大地震時の検討を行うこと」と記載されています。</p> <p>本施設のように耐震安全性Ⅱ類の建築物で杭基礎の場合、建築構造設計基準に準拠し、保有水平耐力の検討を行うことでよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
97	147	第4章	第2節	4(4)2 ⑤	外壁	<p>EVスペースが外壁に面する場合、壁面を断熱材吹付+耐火被覆吹付とすることとありますが、法令上求められない範囲について適用と考えてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。
98	155	第4章	第3節	3(4)2	不活性ガス消火設備	<p>「設置場所は、電気室、油圧駆動装置室、高圧受変電室及びゲート油圧装置室、その他必要箇所とすること。」とありますが、法令にもとづき必要な室にのみ不活性ガス消火設備を設けるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	ご理解のとおりです。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

■要求水準書（管理運営業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	1	第1章	第2節	3(2)	対象施設	管理対象施設は「現工場で運営事業者が管理運営を実施する範囲の一部（構内道路、植栽、保全型ビオトープ、門・囲障を含む）」とありますが、下記について05_現工場（開発行為の事前協議書p15をもとに積算するものと理解してよろしいでしょうか。 ●植栽：樹木種、本数、芝面積等 ●保全型ビオトープ：植栽仕様	「要求水準書別紙02_現工場（外構関連図面）」及び現地確認結果等も確認のうえ、設定ください。
2	11	第2章	-	2(3)	有資格者の配置運営	「（中略）「古橋廣之進記念浜松市総合水泳場ToBi0」における電気事業法上の主任技術者に選任される。」とありますが、本施設の電気主任技術者が水泳場も兼務するとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
3	12	第3章	-	1(1)	受付管理	オンライン受付について、貴市所定の自己搬入申請書に必要な記入項目を事前に入力していただくことを前提に、計量手続きのペーパーレス化を提案することは可能でしょうか。	現時点では不可としますが、将来的に本市が導入する際はご協力ください。
4	12	第3章	-	1(4)	受付管理	「運営事業者は、本施設で料金徴収が発生する場合」とありますが、料金徴収の対象は「自己搬入（事業系）」のみと考えてよろしいでしょうか。	現時点では、自己搬入（事業系）の即納・後納となりますが、将来的に本市の施策の変更に伴い、対象が増加する場合はご協力ください。
5	12	第3章	-	1(4)	受付管理	徴収後の手数料について、貴市への受渡方法をご教示ください。	納付書による振り込みとしてください。
6	12	第3章	-	1(5)	受付管理	「本市は、ごみ処理手数料の滞納者に対し搬入制限を行うことがあるため、運営事業者は協力すること」とありますが、滞納者情報の管理とその情報にもとづく搬入制限指示は貴市で実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	13	第3章	-	3	表2受入日時 自己搬入（家庭系・事業系）	自己搬入（家庭系・事業系）の備考に「前日又は当日に電話連絡等必要」とありますが、現工場における電話連絡件数の実績をご教示ください。	令和6年4月実績で約50件/日程度です。
8	13	第3章	-	3	表3計量方法及び計量回数 事業系一般廃棄物の搬入（許可業者）	「許可業者はICカードを使用し、窓口での受付手続きを不要とする。」とありますが、プラットホーム内の案内・指示も不要との理解でよろしいでしょうか。	要求水準書に示すとおり、事故防止策を目的とした敷地内での案内・指示を実施ください。

■要求水準書（管理運営業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
9	21	第7章	第1節	(2)	物品・用役の調達・管理	「・・・備蓄物資の提供は行わない。」とありますが、提案書にて備蓄物資の提供に関する提案は不要との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
10	23	第9章	第1節	(1)	資源化業務の条件	施設から発生する副生物を薬剤処理し、粒度調整等の加工を施した後に有効利用する予定です。（混練造粒処理）混練造粒処理についても、資源化条件を満たすものと理解してよろしいでしょうか。	資源化の方法を指定しておりませんので、要求水準書の資源化条件にしたがって有効利用してください。
11	24	第10章	第2節	(4)	隣接する水泳場への余熱供給	「水泳場は余熱及び電力について本施設からの供給を受けるため、本施設と水泳場は施設運営に関して緊密に情報交換を行う必要がある。」とあり、提案にあたって水泳場の管理運営を行う事業者とやり取りが必要です。入札期間中に直接水泳場の事業者とやり取りしてもよろしいでしょうか。	不可とします。水泳場についてご質問がある場合は、第2回質問にてお示しください。
12	30	第13章	1	(1)	資源物の回収集積及び売却	運営事業者は、資源化物回収集積コーナーを適切に運用し、回収物を売却すること。とありますが、売却収入はどちらの所掌となりますでしょうか。	事業者の所掌とします。
13	30	第13章	第6節	(1)	資源物の回収集積及び売却	「資源化物回収集積コーナーを適切に運用し、回収物を売却すること。」とありますが、売却代金は事業者の収入になると考えてよろしいでしょうか。	No.12の回答を参照ください。
14	30	第13章	第6節	(1)	資源物の回収集積及び売却	「回収品目及び売却品目は本市と協議すること。」とありますが、現時点で貴市が想定されている回収品目及び売却品目について、ご教示ください。	要求水準書（設計建設業務編）P137を参照ください。
15	－	別紙1			測定項目及び頻度	主灰の測定項目は、要求水準書（設計建設業務編）p.50.表2-15に示されている通り「熱灼減量」及び「ダイオキシン類」のみと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
16	14	別紙1			測定項目及び頻度	「主灰・飛灰・飛灰処理物」の測定項目に示されている「アルキル水銀化合物～1,4-ジオキサン」は含有量ではなく溶出基準の試験という理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです、なお、「飛灰・飛灰処理物」は「飛灰処理物」に訂正します。
17	－	別紙1			測定項目及び頻度	全量資源化を行う場合、飛灰・飛灰処理物における測定項目・頻度は資源化先の受入基準に準ずるとして考えてよろしいでしょうか。	資源化先の受入基準（測定項目・頻度）が要求水準書を上回る場合に限り、ご理解のとおりです。なお、「飛灰・飛灰処理物」は「飛灰処理物」に訂正します。

■要求水準書（管理運営業務編）に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
18	－	別紙1			測定項目及び頻度	「周辺環境モニタリング調査一式」とありますが、具体的な測定項目は別紙「生活環境影響調査書（令和6年1月）3-1頁「表3.1.1生活環境影響要員と生活環境影響調査項目」の大気環境に記載の項目（大気質、騒音、振動、悪臭）と理解してよろしいでしょうか。 上記と異なる場合は具体的な項目をご教示ください。	周辺環境モニタリング調査の測定項目は生活環境影響調査項目に加え、現工場で実施している周辺環境モニタリング調査の測定項目も含めるものとします。 現工場で実施している調査については、調査結果報告書のデータを提供しますので、提供を希望する場合は、令和6年7月5日までに電話又はメールにてお申込みください。
19	－	別紙2			測定項目及び頻度	「排水」の分析項目は「下水道法の有害物質」とありますが、測定該当項目は、要求水準書（設計建設業務編）P47,48「(2)排水基準 表 2-10 排水公害防止基準①」の項目と理解してよろしいでしょうか。	要求水準書（設計建設業務編）P47,48（2）排水基準 表 2-10 排水公害防止基準①及び表2-11 排水公害防止基準②とします。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

■要求水準書（別紙）に関する質問への回答

No.	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	質問	回答
1	01_現工場（全体配置図）	-				現工場（全体配置図）に記載されている南側出入口については建設工事開始～竣工まで既存施設搬入車両の出入りはないものと考えてよろしいでしょうか。また、南側出入口については現状のまま工事着手できると考えてよろしいでしょうか。	いずれもご理解のとおりです。使用の際は、現工場の安定稼働、搬入車両・歩行者等の利便性・安全性に配慮ください。
2	05_現工場（開発前の事前協議書）	-	水理計算書	洪水調整容量の算出		「区域内直接流出面積」は、現工場と同条件でしょうか。	「浜松市開発許可指導基準」の最新版及び、現工場の開発行為の事前協議における協議経緯等を踏まえ、設定ください。
3	06_地質調査結果調査概要	22	3	2	2	「表3-2 地下水位測定結果一覧表」および地質柱状図に示されるKBM=0mの標高（TP）をご教示ください。	KBM=0mの標高（TP）は不明ですので、周辺の標高を踏まえ、設定ください。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

■落札者選定基準に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	7	V	3	1.⑤イ	実績	多くのプラントメーカーは運転業務をグループ会社にて実施しています。従って、代表企業100%出資のグループ会社が本事業において構成員として運転業務を担う場合には、当該企業の実績も実績件数としてお認め頂けると理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	7	V	3	1.⑤イ	実績	一部の運転委託は除く。とありますが、例えば運転班のうち1班分のみ運転を受託している場合に関しても、ストーカ炉の運転経験にはなりますので、実績件数としてお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	原則、「ストーカ式、処理能力100t/日・炉以上かつ複数炉構成であり、入札公告時も稼働している施設とする。」を満たすことを前提として、ご理解のとおりです。
3	7	V	3	1.⑤イ	実績	昨今DBO事業が増加しているため、SPCが発注者から運転業務を含む運營業務を包括的に受託する事例が多くなっています。 このようなSPCによる受託実績についても、代表企業が当該SPCに過半を出資している場合には、実績としてお認めいただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 SPCによる受託実績については、本事業の代表企業が当該SPCの株式の過半を出資しているものについては実績として認めます。
4	7	V	3	1.⑤イ	実績	入札公告時も稼働している施設とする。とありますので、既に閉炉となった施設については実績とは認められない、との理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
5	9	V	4		入札価格の得点化方法	定量化限度額は、入札書比較価格×75%の価格とする、とあります。価格点の算定において設計・建設業務費と運營業務費の内訳は問わないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	様式	番号等	項目名	質問	回答
1	3 4 5	第2号様式	[2/4]	構成企業一覧表	「5. 運営企業」の記載がありますが、運営業務を複数社で実施する場合、各社が実施する業務名（例：「運転管理業務」、「維持管理業務」）を元の様式に加筆及び修正してもよろしいでしょうか。 なお、本質問は参加資格申請に関するため、第1回質問回答日より早い日程で回答いただくことを希望します。	元の様式への加筆及び修正を可とします。 例『5. 運営企業 [●●業務]』
2	3 4 5	第2号様式	[2/4]	構成企業一覧	本事業では副生成物の運搬・資源化も業務範囲となることから、構成企業数が多数となる見込みです。従って、第2号様式（2/4）構成企業一覧について各担当企業の記入欄内における各社の押印は不要としていただけないでしょうか。	構成企業数が多数となり押印の回付に時間を要す場合においては、第2号様式 [2/4] を1枚で1社分の提出とすることを可とします。
3	6	第2号様式	[3/4]	委任状（代表企業）	構成企業が多数に上る場合、ご指定の第2号様式 [3/4] 1枚にまとめることが難しいため、構成企業ごとに1枚の委任状を作成し提出してもよろしいでしょうか。 なお、本質問は参加資格申請に関するため、第1回質問回答日より早い日程で回答いただくことを希望します。	構成企業数が多数となり押印の回付に時間を要す場合においては、第2号様式 [3/4] を1枚で1社分の提出とすることを可とします。
4	6	第2号様式	[3/4]	委任状（代表企業）	各構成企業から代表企業への入札に関する委任について、一つの様式に連名で各社記載する様式となっておりますが、各社ごとに分けて委任状を作成し提出させて頂いてもよろしいでしょうか。	No.3の回答を参照してください。
5	7	第2号様式	[4/4]	委任状（復代理人）	復代理人を選任しない場合には、本様式は提出不要と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	7	第2号様式	[4/4]	委任状（復代理人）	代表企業代表者及び各構成企業代表者とは貴市への入札参加資格者名簿において、受任先に設定されてる者（例 支店長）を指すという理解でよろしいでしょうか。また、所在地についても受任先の住所と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
7	8 9 10 11	第3号様式	[1/9]	入札参加者名簿に登載されていることを証する書類	各要件にて、本市の令和5・6年度入札参加資格者名簿（該当業種）に登載されている者であることを証する書類とございますが同名簿の写しを添付する考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	様式	番号等	項目名	質問	回答
8	8	第3号様式	[1/9]	監査報告の写しについて	企業規模によっては公認会計士による監査が義務付けられていないため、監査報告書が存在しない企業もございます。その様な場合は、監査報告書の提出は不要と理解してよろしいでしょうか。	監査報告が存在しない企業については、提出は不要としますが、会社法で定める監査役を設置している企業においては、監査役による監査報告を提出してください。
9	8	第3号様式	[1/9]	納税証明書について	地方税とは、法人住民税および地方消費税を指すと考えてよろしいでしょうか。また地方税は、受任先の所在地における納税が対象と考えてよろしいでしょうか。 【例】 本社は東京だが、名古屋支店で参加申請する場合、愛知県と名古屋市への納税証明書を提出	ご理解のとおりです。
10	11	第3号様式	[1/9]	運搬企業について	「運搬業務を実施するために必要十分な施設（副生成物を運搬するための車両等）を所有していることを証する書類」の提出が必要とのことですが、車検証の写しをご提出するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 車検証の写しに加え、当該車両の写真等の提出を想定しています。
11	22	第6号様式		グループ名について	本様式に記載するグループ名は入札参加資格審査結果通知にて与えられるグループ名と理解してよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 入札参加資格審査結果通知時に、資格審査を通過した入札参加者の代表企業に通知する予定です。
12	23	第7号様式	1	グループ名について	本様式に記載するグループ名は入札参加資格審査結果通知にて与えられるグループ名と理解してよろしいでしょうか。	No.11の回答を参照してください。
13		第11-1-1号様式	②	水泳場への電気・蒸気供給	全休炉時について、水泳場の電力は清掃工場から送電するものと理解してよろしいでしょうか。その場合、水泳場の消費電力量を事業者にて見込むことは困難ですので、水泳場行きの買電量はペナルティに含まれないよう考慮いただくか、見込むべき消費電力量をご指定いただけないでしょうか。	全休炉時については、ご理解のとおりです。 水泳場の送電量は、要求水準書（設計建設業務編）P46より設定ください。

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	様式	番号等	項目名	質問	回答
14		第11-1-1号様式	②	水泳場への電気・蒸気供給	<p>水泳場への余熱供給を「6,400MWh/年(送電量約 4,900MWh/年、蒸気量約 9,200t/年)」とありますが、公正な競争の観点から各社の場外余熱供給条件を以下の通り統一いただけないでしょうか。</p> <p>①場外余熱供給の行きの条件は、要求水準書に規定の以下の数値。 圧力：740～800kPaG 温度：200～330℃</p> <p>戻り条件は下記の通りと理解してよろしいでしょうか。 圧力：取合点にて0.5MPaG 温度：80度(温水)</p> <p>(※1)貴市HP”第2期古橋廣之進記念浜松市総合水泳場(ToBi0)運営維持管理事業に係るPFIの実施について”の要求水準書添付資料参照</p>	<p>水泳場への余熱供給条件は以下とします。</p> <p>(行き) 圧力：740～800kPaG 温度：200～330℃</p> <p>(戻り) 圧力：取合点にて500kPa以下 温度：約80℃以下</p>
15		第11-1-1号様式	②	水泳場への電気・蒸気供給	<p>(以下、上記質問の続き)</p> <p>②①の通りご指定の場合、蒸気1kgあたり約2,000kJの熱供給となるため、ご指定の蒸気量9,200t/年を供給する場合、約5,100MWh/年の供給熱量となります。</p> <p>一方、要求水準書にてご指定の水泳場への年間余熱供給量6,400MWh/年から電気供給分4,900MWh/年を差し引くと蒸気供給熱量は1,500MWh/年となります。</p> <p>以上より、水泳場への蒸気によるエネルギー供給がより多い条件である蒸気量9,200t/年を正と考え、熱量としては約5,100MWh/年と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>③②の場合、本様式の23,040,000MJ/年(=6400MWh/年)は36,000,000MJ/年(送電量約4,900MWh/年、蒸気量約9,200t/年[約51,000MWh/年])に訂正されると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>④買電・売電試算のための日あたりの必要送電量、蒸気による必要供給熱量は①～③にて正とした数値を、年間開館日数331日で割り込んだ値を用いるという理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>①本様式における熱量は約5,100MWh/年とします。</p> <p>②36,000,000MJ/年に訂正します。</p> <p>③ご理解のとおりです。</p>

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	様式	番号等	項目名	質問	回答
16	14	第11-1-1号様式 第11-1-1号様式 (別紙①)	⑤ ⑤	ごみ質	第11-1-1号様式で「⑤ごみ質は要求水準書（設計建設業務編）に示す基準ごみとする。」とありますが、別紙②では「⑤は要求水準書に示す計画ごみ質の範囲を網羅する設定とすること。」とあります。 本様式では前者でご指定の基準ごみにて計算を行うという理解でよろしいでしょうか。	別紙②では要求水準書に示す計画ごみ質の範囲を網羅する設定とし、第11-1-1号様式では、別紙②で設定したパターンのうち、基準ごみとした場合の値を回答ください。
17		第15-2-5号様式		委託料D（運搬業務費）内訳書	本様式の提案単価には、各搬入廃棄物（可燃ごみ、下水汚泥、その他）1トン当たりの主灰・飛灰運搬費を記入すればよろしいでしょうか。 また、主灰・飛灰それぞれで単価を提案するのではなく、複合単価で提案する、との理解でよろしいでしょうか。 複合単価で提案する場合、各運搬企業への支払い金額は企業毎で異なります。そのため貴市からSPCへの支払額とSPCから各企業への支払額に差異が発生することも考えられますが、それはSPC側で許容（差益はSPCが享受、差損はSPCが負担）すると理解してよろしいでしょうか。	第15-2-5号様式には、各搬入廃棄物（可燃ごみ、下水汚泥、その他）1トン当たりの主灰・飛灰に係る運搬費を提案単価（円/t）として記入してください。複合単価で提案いただく理解で差し支えありません。 後段についてはご理解のとおりです。 複合単価で提案する場合の各運搬企業への支払額に係る差異はSPC側で許容いただくこととなります。
18		第15-2-6号様式		委託料E（資源化業務費）内訳書	本様式の提案単価には、各搬入廃棄物（可燃ごみ、下水汚泥、その他）1トン当たりの主灰・飛灰資源化費を記入すればよろしいでしょうか。 また、主灰・飛灰それぞれで単価を提案するのではなく、複合単価で提案する、との理解でよろしいでしょうか。 複合単価で提案する場合、各資源化企業への支払い金額は企業毎で異なります。そのため貴市からSPCへの支払額とSPCから各企業への支払額に差異が発生することも考えられますが、それはSPC側で許容（差益はSPCが享受、差損はSPCが負担）すると理解してよろしいでしょうか。	第15-2-6号様式には、各搬入廃棄物（可燃ごみ、下水汚泥、その他）1トン当たりの主灰・飛灰に係る資源化費を提案単価（円/t）として記入してください。複合単価で提案いただく理解で差し支えありません。 後段についてはご理解のとおりです。 複合単価で提案する場合の各資源化企業への支払額に係る差異はSPC側で許容いただくこととなります。
19		第15-2-7号様式		SPCの長期収支計画表	外形標準課税についてはSPCの運営に要する費用なので、営業費用の欄に記入してよろしいでしょうか。	SPCの運営に要する費用は営業費用の欄に記入してください。 SPCの税に係る金額は法人税等欄を適宜追加のうえ、必要な税負担相当を記入してください。

■様式集に関する質問への回答

No.	頁	様式	番号等	項目名	質問	回答
20		第15-2-7号様式		年間搬入廃棄物量	運営期間中全ての年度の処理量が災害廃棄物を含む112,194t/年とご指定されていますが、災害廃棄物が発生しなかった場合や、将来の処理量減少が見込まれておらず、実際より大幅に上振れした運営費となると考えられますが、本様式通りの処理量で算出してよろしいでしょうか。	本様式通りの処理量で算出してください。
21		第15-4-1号様式		地域貢献の内訳	賃金とは本人が受け取る給与収入（額面）を指しますでしょうか。	賃金（平均年収）は、本人への総支給額（社会保険料等の負担分、通勤費等の支給分を含む）を指します。かかる人件費としてご理解ください。
22		第15-4-1号様式		地域貢献の内訳	事業者が元請や一次下請けなどでJV（共同企業体）を組成する場合、地元発注金額の対象としてカウントするのはJVへの出資割合のうち地元企業の出資比率分のみと理解してよろしいでしょうか。 【例】 JVの構成比率が地元企業20：地元外企業80 工事金額100億円の場合、地元発注金額は、100億円×20%＝20億円	ご理解のとおりです。 なお、JV内の各構成企業の業務実施比率が想定できている場合は、その実施割合でJV内の地元企業実施分を算定していただくことも構いません。 ペナルティ規定があることを踏まえて想定できる範囲で対応ください。 【例】 JV内の業務実施比率が地元企業20：地元外企業80 工事金額100億円の場合、地元発注金額は、100億円×20%＝20億円
23		第15-4-1号様式		地域貢献の内訳	JV（共同企業体）から地元企業に発注した場合は、JVにおける地元企業の出資比率分を除いた比率が地元企業への発注額のカウント対象となるものと理解してよろしいでしょうか。 【例】 JVの構成比率が地元企業20：地元外企業80 JVから下請けとして地元企業に10億円を発注する場合、地元発注金額は、10億円×(100%-20%(地元企業のJV比率分))＝8億円	ご理解のとおりです。 なお、JV内の各構成企業の業務実施比率が想定できている場合は、その実施割合でJV内の地元企業実施分を算定していただき、それを踏まえた下請け金額の算定でも構いません。 ペナルティ規定があることを踏まえて想定できる範囲で対応ください。 【例】 JVの業務実施比率が地元企業20：地元外企業80 JVから下請けとして地元企業に10億円を発注する場合、地元発注金額は、10億円×(100%-20%(地元企業のJV比率分))＝8億円

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

■基本協定書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	6	第10条の2	第1項		違約金	「構成企業は、（中略）違約金を発注者に支払う義務を連帯して負担するものとする」とありますが、運搬・資源化企業については、連帯責任の対象外としていただけないでしょうか。違約金支払いを連帯して負担することは、過大な負担を強いることになり、本事業への参画が難しくなるためです。	ご意見を踏まえ、運搬・資源化企業については、連帯責任の対象から外す形で基本協定書の締結時に修正を行います。 （追記） 運搬・資源化企業に関わらず、構成員にのみ連帯責任の対象となる形で基本協定書の締結時に修正を行います。
2	6	第10条の2	第1項	柱書	違約金	構成企業が貴市に対して負う責任・義務は、違約金の支払いに限定して頂きたくお願い致します。原案では違約金が設定されているにもかかわらず、当該違約金を超えた分の貴市が被った損害も賠償する条件となっており、過大であると思慮致します。	原案のとおりとします。
3	6	第10条の2	第1項	(2)	違約金	「(2)構成企業のいずれかが入札説明書において定められた参加資格を欠くこととなった結果、特定事業契約に関し、発注者が仮契約を締結せず、又は本契約として成立させたいこととした場合」に10分の1の違約金が課せられることとなっています。 第1条（目的）にもありますように、基本協定の趣旨は特定事業契約の締結に向けて発注者と受注者で必要なことを定めることかと思料します。 その趣旨に鑑みると、構成企業のいずれかが参加資格を失い契約締結に至らなかった場合に、落札金額の10分の1もの金額を構成企業連帯で負担させることはご容赦頂きたいと考えます。 特に地元企業への負担が大きくなる可能性があり、地元企業の本事業への参加意欲低減が危惧されます。つきましては、(2)の文言を削除いただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

■基本契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	5	第5条	1		建設JVの組成	<p>「設計企業及び建設企業は、設計・建設業務を一括して請け負うにあたり、事業者提案に基づき、建設JVを組成するものとし、建設JVの組成及び運営に関し、発注者の定める様式に準じて特定建設共同企業体協定書を締結の上、これを維持するものとする。ただし、建設企業と設計企業が同一の企業である場合には、この限りでない。」との記載がありますが、入札説明書では建設JVを組成することが求められていないことから、参加表明書（第2号様式）にご提示する「建築物の設計企業」、「建築物の建設企業」、「プラント設備の設計・建設企業」が別々の場合であっても、建設JVを組成する必要はないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>入札説明書V.2.(3)において、「本事業の設計・建設業務を共同企業体により実施する場合は、仮契約締結までに特定建設共同企業体（甲型）を組成し」としており、「建築物の設計企業」、「建築物の建設企業」、「プラント設備の設計・建設企業」が別々の場合であっても、必ずしも建設JVを組成する必要はありません。</p>

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

■設計建設工事請負契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	4	第1条	第14項		総則	「基本契約、この約款、要求水準書等、事業者提案、設計図書の順にその解釈が優先するものとする」とありますが、質問回答書の項目のうち、①契約書の条文を変更する項目と②契約書の条文を変更しないが解釈を確認する項目があります。②について、現在の文書の解釈の優先順位では各契約書に反映されません。そのため、各書類の優先順位を「質問回答書、基本契約、この約款、要求水準書等、事業者提案、設計図書」とし、質問回答書が有効となるようにして頂けないでしょうか。なお、その他の特定事業契約を構成する各種契約書についても同様の対応をお願いいたします。	ご意見を踏まえ、各特定事業契約の優先順位につき、以下のように修正致します。 「基本契約、この約款、質問回答書、要求水準書等、事業者提案、設計図書の順にその解釈が優先するものとする」
2	9	第8条の2	第2項	(2) (3)	設計図書及び完成図書等の著作権	設計図書等は受注者の今後の事業活動においても活用されることが見込まれるものですので、受注者は発注者の承諾なく自由に公表又は複製等できるようにさせて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
3	10	第8条の2	第5項		設計図書及び完成図書等の著作権	工事目的物の著作権は著作者である受注者に帰属し、受注者は発注者に対して本事業における著作物の使用・複製等を無償許諾することとさせて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
4	10	第8条の2	第6項		設計図書及び完成図書等の著作権	不競法上の営業秘密に含まれるものは、公表の対象に含めないものと理解してよろしいでしょうか。	営業秘密は、基本契約第15条に基づいて公表の可否を本市が判断します。設計図書・完成図書に営業秘密が含まれる場合においては、基本契約第15条に定める秘密情報が含まれる旨を本市に伝えたくうえで引き渡しを行うものとしてください。
5	10	第8条の2	第9項		設計図書及び完成図書等の著作権	工事目的物は受注者の今後の事業活動においても活用されることが見込まれるものですので、受注者は発注者の承諾なく自由にその内容の公表又は設計図書等を利用できるようにさせて頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。

■設計建設工事請負契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
6	11	第10条	1	(4)	現場代理人及び主任技術者等	<p>専門技術者は建設業法第26条の2にて、土木一式工事又は建築一式工事のうち一部の専門工事を元請業者自ら施工する場合に、配置が義務付けられているものと理解しています。</p> <p>本工事に関しては清掃施設工事であるため、専門技術者の配置は不要と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>第10条の各技術者は各履行場所に適所に設置することを求めているため、工事内容上不要と判断される場合においては設置不要です。</p> <p>建設業法の規定に沿った対応としてください。</p>
7	17	第18条	第5項		条件変更等	<p>一文目に、「前項の規定により要求水準書等、事業者提案又は設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、その一切の費用（中略）は受注者が負担し、その工期は変更されないものとする」とありますが、実施方針別紙2のリスク分担表では、設計費・工事費の増大・遅延リスクにおいて、貴市の提示条件に不備があった時のリスク負担者は貴市に○がついておりますので、上記の文の「受注者」については「発注者」の間違いであり、工期も変更いただけるものと理解してよろしいでしょうか。また、その場合但し書き以下は削除いただけないでしょうか。</p> <p>公共工事標準請負契約約款第18条第5項（条件変更等）においても、「前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない」と規定されており、当該約款通りのリスク分担方針としていただきたく願います。</p>	<p>本市の提示条件である要求水準書等に不備があった場合、設計建設工事請負契約第18条第5項但し書きの適用があります。このため、要求水準書等に不備がある場合、必要に応じ、本市が工期・請負代金額の変更を行います。</p>

■設計建設工事請負契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
8	20	第26条	第2項		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	「変動前残工事代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。」とありますが、当該事業者負担については求めないこととしていただけないでしょうか。 上記は、特定非営利活動法人日本PFI・PPP協会が公表する「PFI事業契約における「サービス対価」（建設工事費）の物価変動による改定方法に係わる提言（2023年12月15日付）」の内容です。昨今の物価高騰により多くのPFI事業にて大きな影響が生じておりますが、これは契約上の物価変動に伴うサービス対価の改定方法に構造的課題があり、その調整が十分機能していないことが原因とされています。	原案のとおりとします。
9	20	第26条	第3項		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	物価変動による請負代金額の見直しは、工事の各費目（例：建築工事・機械設備工事、土木工事・機械設備工事等）・金額に対して、指標を設定し、請負代金額の見直しを協議させていただけるという理解でよろしいでしょうか。工種毎に物価の変動状況が変動するため、個別で見直しに関し協議をさせていただきたく願います。	合理的な範囲で費目ごとに指標を設定し協議を行うことを想定しています。
10	20	第26条	第3項		賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更	設計・建設業務に係る賃金・物価変動を初回に判断する際に使用する物価指数について、初回請求時には契約時点ではなく入札時点の指数を用いて請求時点の指数と比較することとして頂けないでしょうか。 事業者が入札費用を確定する入札時期と初回改定の比較対象に時期の差があると、この期間差の物価上昇リスクを過剰に見込むこととなります。（例：期間差分について、過去最大の物価上昇が生じるリスクを見込む等）	原案のとおりとします。
11	22	第30条	第1項		不可抗力による損害	ロシアによるウクライナ侵攻等については、現時点で既に発生している事象ではあるものの、これらにより受注者及びその下請企業が受ける影響（原材料の不足・供給遅延、物品の供給・輸送又は個人の行動に対する制約等）については、すべてを予見し得るものではありません。従い、当該影響のうち、受注者が事業提案書の提出時点で予見し得なかったものは、不可抗力に該当すると考えてよろしいでしょうか。	受注者及びその下請企業が受ける影響が、客観的に通常予見し得ないものである場合においては、不可抗力に該当する場合がありますものと考えますが、実際に不可抗力に該当するかについては、本市及び事業者間の協議により決定されるものと考えてください。

■設計建設工事請負契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
12	27	第38条	1		部分払	「受注者は、工事の完成前に～（中略）～請負代金相当額の10分の9以内の額について、次項から第9項までに定めるところにより、部分払を請求することができる。」とあります。いわゆる「九分金」の規定ですが、帳簿作成・管理の業務が煩雑となりますので、「10分の10以内」と修正いただけないでしょうか。 また、6項についても同様としていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
13	40	末尾	※4		工期中の地元活用計画の未達成ペナルティの支払金額	「発注先の変更に伴いペナルティ対象とする場合は、変更する発注予定先に発注を想定していた金額を未達成支払額と見なし、その金額に50%を乗じた金額をペナルティ対象とする。」 とございますが、今後の社会情勢の変化や実施設計時の再見積によっては、地元企業の発注先について再検討する場面が多々ございますので、ペナルティは総額の未達分のみとし、発注先への変更については柔軟な変更をお認め頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。なお、発注先の変更について、地元企業側の事由等変更がやむを得ないものと判断できる場合にはペナルティ対象とはなりません。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

■管理運営委託契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	3	第4条	第1項		契約の保証	契約保証金が必要ないと認める場合の条件をご提示いただけないでしょうか。	例外的な規定のため、条件の提示は想定しておりません。
2	7	第9条	第3項		緊急時の対応等	震災その他不測の事態による多量の廃棄物処理にあたっては、種類や量によってごみ処理の変動費だけでなく、設備負荷がかかることによる固定費（人件費、補修費等）の増加する場合があります。その場合には、貴市と協議の上、固定費増加分の負担方法を決定させていただけないでしょうか。 なお、資源化に係る三者契約及び運搬に係る三者契約についても、同様の措置をお願いいたします。	原案のとおりとします。 ただし、災害廃棄物の処理の対応により通常発生しない作業等が生じた場合においては、協議するものとします。
3	7	第9条	第3項		緊急時の対応等	「震災その他不測の事態により・・・発注者はこの契約に従って変動費より支払う」とあるが、想定を上回る搬入廃棄物想定量を超えることにより、固定的な費用（運転員の増員など）が発生した場合にはその費用について協議頂けないでしょうか。	No.2の回答を参照してください。
4	14	第28条	第1項		搬入廃棄物の搬入量と性状	本項目につき、著しいごみ量変動が生じ本事業継続に影響を及ぼす場合に、運営委託料（固定費）の見直しについて貴市と協議することをお認めいただけないでしょうか。特に管理運営期間中の固定費（人件費・補修費等）については、予期せぬごみ量増加等を原因として、事業継続のために補修の頻度増加や補修範囲の拡大がやむを得ず必要となる場合や、ごみ受け入れ対応人員を増員が必要となる場合が想定されます。	原案のとおりとします。
5	19	第35条	第4項		発注者の解除権等	「なお、発注者に生じた損害の額が当該違約金の額を超えるときは、受注者は、直ちに、その超える金額を発注者に支払わなければならない。」とありますが、受注者が発注者に対して負う責任・義務は、違約金の支払いに限定して頂きたくお願い致します。原案では違約金が設定されているにもかかわらず、当該違約金を超えた分の貴市が被った損害も賠償する条件となっており、過大であると思慮致します。	原案のとおりとします。

■管理運営委託契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
6	21	第42条	第4項		知的財産権	「発注者は、提供書類等の著作権及びその他の知的財産権に関し、発注者の裁量により自己又は第三者をして利用する権利及び権限を有するものとし、その利用の権利及び権限は、この契約の終了後も存続するものとする。」とありますが、当該書類において、基本契約 第15条に基づく秘密情報（競争に関わる情報）が含まれる可能性があります。そのため、貴市が第三者をして利用を行う場合事前に事業者に対し秘密情報が含まれないか確認した上で公表の対応をいただくようお願いいたします。	提供書類等に秘密情報が含まれる場合には、基本契約第15条に基づき、提供書類等に秘密情報が含まれる旨を事業者から本市に伝えてください。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

■運搬に係る三者契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	3	第5条			期間	契約期間及び業務期間が20年間に渡る長期の契約であり、運搬企業に対し多大なリスクを強いる契約条件となっています。 各事業者による本事業への参画が困難となることを防ぐため、昨今の資源化等の事業環境も踏まえた上で、単年度契約（契約当事者からの申し入れがない場合は1年単位で契約を自動更新する。）として頂けないでしょうか。 なお、当該業務に関する契約期間は単年度や2年程度の短期間とすることが一般的です。	ご意見を踏まえ、運搬に係る三者契約書については、1年ごとの単年度での契約を認めることとします。ただし、SPCには事業期間にわたり、当初契約の金額において運搬事業者を確保する責任があることに留意ください。
2	5	第17条	第3項 第5項		運搬できない場合の措置	「発注者は、かかる運搬に関してSPC等に生じた追加費用を負担しないものとする。」とありますが、副生成物については、廃掃法上、排出者である貴市が処理責任を負うものと思料いたします。従い、貴市が指定する代替施設に運搬する際の追加費用は、貴市にご負担いただくものとしていただけないでしょうか。	原案のとおりとします。
3	8	第27条	第3項		発注者による解除の場合の違約金	SPC等が発注者に対して負う責任・義務は、違約金の支払いに限定して頂きたくお願い致します。原案では違約金が設定されているにもかかわらず、当該違約金を超えた分の貴市が被った損害も賠償する条件となっており、過大であると思慮致します。	原案のとおりとします。
4	-	全般			契約保証金	運搬業務にかかる契約の保証（契約保証金額の納付、又は保証の付保）については、管理運営委託契約ではなく、運搬に係る三者契約にて規定して頂けないでしょうか。契約の保証を行う者（運搬事業者）が対象となる契約の締結当事者でない場合、保証の取得ができない事態が生じます。 （履行保証保険契約は一般的に契約当事者でない保険契約を締結することができません。）	ご意見を踏まえ、運搬に係る三者契約において、契約保証金の規定の追記を可とします。運搬にかかる三者契約書の締結時に必要な修正を行うものとします。
5	-	全般				運搬業務を複数社で実施する場合、契約書は運搬企業ごとに別々の契約書となるのでしょうか。それとも、運搬企業全社連名で1つの契約書となるのでしょうか。	運搬業務を複数社で実施する場合、運搬企業ごとの三者契約書とします。

■運搬に係る三者契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
6	-	全般				貴市からSPCに対しては本施設への搬入廃棄物量に応じて対価が支払われますが、SPCから運搬企業への対価の算定方法についてはSPCと運搬企業間で取り決めるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、運搬企業各社に適切な運搬費用を支払うこと（本市から受ける費用はSPCの代理受領となること）が前提となりますので、SPC及び運搬企業間にて支払に係る必要な契約等を締結するなど対応を調整されることを想定します。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

■資源化に係る三者契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
1	-	-	-	-	表書き	<p>「SPCは本三者契約上の事務手続及び取次ぎのみを行うものとする」とありますが、以下①～③に記載の内容については、発注者又はSPCが、実務面の対応を行い、発生するリスクを負担して頂く必要があると思われませんが、如何でしょうか。</p> <p>①副生成物が受注者の受入基準を満足するか搬出の都度確認する業務については、発注者又はSPCが担って頂き、副生成物が受入基準を満足しない場合は、自らの責任において別の方法で処分を行って頂きたくお願いいたします。</p> <p>②受注者の稼働状況（定期修繕及び突発故障等）を搬出前に都度確認する業務については、発注者又はSPCが担って頂き、受注者が通常通り稼働していない場合は、自らの責任において別の方法で処分を行って頂きたくお願いいたします。</p> <p>③受注者が予見できない事態が起こった場合、又は受注者が資源化業務に係る三者契約の解除を申し出た場合は、発注者又はSPCの責任において別の方法で処分を行って頂きたくお願いいたします。</p>	<p>①副生成物が受注者の受入基準を満足するか搬出の都度確認する業務については、SPC又は受注者（資源化企業）が担ってください。副生成物が受入基準を満足しない場合は、資源化契約の第14条に基づき、SPC又は資源化企業の責任において適切に処理してください。</p> <p>②副生成物の再資源化を行う資源化企業の選定は事業者が行うことから、受注者（資源化企業）の施設状況は事業者が把握されているべきであるので、SPC又は資源化企業の責任において、受注者の稼働状況の確認を行ってください。</p> <p>③不可抗力の適用がある場合においては、それに従うものとします。ただし、資源化業務に係る三者契約の解除については、資源化業務の三者契約に定める事由がない限り認めることはできません。</p>
2	1	第1条			総則	<p>不可抗力として、以下の項目を追加頂きたくお願いいたします。</p> <p>1) 世界情勢の急激な変化に伴う原燃料価格の高騰・供給不安、2) 感染症の拡大、3) 資源化施設における有価物の品質管理基準の変更、4) 脱炭素政策の急激な変化、5) 水道電気ガス排水交通網通信等、ライフラインの遮断、6) 有価物の輸出禁止措置、7) マスコミ、SNS等による風評被害、8) テロ又はサイバー攻撃。</p>	<p>原案のとおりとします。</p> <p>なお、ご提示いただいた項目いずれも、不可抗力又は法令変更の要件を満たす場合、不可抗力又は法令変更の規定の適用がなされるものご理解ください。</p>

■資源化に係る三者契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
3	2	第3条	第2項		公共性及び民間事業の 主旨の尊重	<p>「発注者は、本業務が営利を目的とする民間事業者によって遂行されることを十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする」とありますが、営利を目的とする民間事業者として、本事業へ参加する条件として、以下の①②についてお認めいただけないでしょうか。</p> <p>①資源化施設からの申出により、いつでも契約の解除ができること。 ②受注者の責めに帰すべき事由がなく、残渣の受入を停止した場合（定期修繕時や突発故障時、残渣が受入基準を満たさない時、及び予見できない理由による受入停止）や、資源化施設の操業状況の変化により契約を解除した場合において、受注者に何らかのペナルティ（損害賠償、違約金、委託料の減額、追加費用の負担等）が発生しないこと。</p>	<p>原案のとおりとします。 ただし、②について不可抗力の規定が適用される場合においては、当該規定に基づき対応するものとします。 なお、事業者（SPC）等に責めがある場合においては、SPCに対しペナルティを課す場合があることに留意ください。</p>
4	3	第5条			期間	<p>本事業期間は20年間の長期間にわたっておりますが、後述に記載の通り、近年の急激な事業環境の変化を踏まえ、資源化業務においては、1年ごとの単年度契約とさせていただきます。業務期間に関連する他項の記載についても同様に変更頂きたいと思っております。</p> <p>【資源化業務の長期契約が難しい要因】 1) 生産される有価物の生産数量減、2) 資源化能力が既に上限に達している状況、3) 燃料価格の高騰・供給不安、4) 広義の不可抗力（世界情勢の変化や感染症、不可抗力による間接的影響）、5) 将来的な品質管理基準の変更、6) 脱炭素基準の強化、7) 近年の急激な事業環境の変化。8) 長期的なリスク負担が過大である為。</p>	<p>ご意見を踏まえ、資源化に係る三者契約については、1年ごとの単年度での契約を認めることとします。ただし、SPCには事業期間にわたり、当初契約の金額において資源化事業者を確保する責任があることに留意ください。</p>
5	3	第5条	第1項	(1)	期間	<p>資源化受入先の自治体間協議（受け入れ可否）が単年度更新となる為、資源化契約についても単年度毎の契約見直しでの対応は可能でしょうか。</p>	<p>No.4の回答を参照してください。</p>
6	3	第10条	第2項		災害発生時などの協力	<p>発注者は、受注者に発生した追加費用について別途負担していただくと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>資源化に係る三者契約第12条第2項ただし書きに従い、本市は、管理運営委託契約の定めるところに従って運営委託料（変動費）をSPCに支払えば足りることから、受注者に対して発生した追加費用の別途負担はありません。</p>

■資源化に係る三者契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
7	4	第12条	第2項		受入	「受注者は、副生成物を受け入れた後は、当該副生成物が資源化に適さない場合であっても、本施設に返送してはならない」とありますが、発注者或いはSPCが受注者へ資源化に適さない副生成物を排出する事自体が不適と思われる。 (廃棄物処理法の理念にも反すると思われるが、如何でしょうか。) 副生成物を排出する前に発注者又はSPCは、副生成物が受注者の受入基準を満足するか都度確認すべきと思われるが、如何でしょうか。	No.1の回答を参照してください。
8	4	第14条			処理できない場合の措置	処理できない場合のうち、資源化施設の定期修繕時や突発故障時、又は残渣が資源化に適さない場合については、発注者又はSPCがリスクを負うべき場合に該当すると考えております。 ついては、「資源化施設の定期修繕時や突発故障時、又は残渣が資源化に適さないために残渣の資源化ができず、他の事業者の施設における残渣の資源化が必要なときは、発注者又はSPCは、発注者又はSPCの責務として自ら代替事業者の選定を行う」という内容を追加頂きたいです。	原案のとおりとします。 資源化契約第14条第3項の規定に基づき、SPCが代替事業者の選定を実施するものをご理解ください。
9	4	第14条	第4項		処理できない場合の措置	「SPC等の責めに帰すべき事由により、前項に規定する代替事業者の選定を行い、追加費用が生じた場合には、当該追加費用はSPC等の負担とする。」とありますが、受注者の責めに帰すべき事由があった場合においても、追加費用については受注者では負いかねますので、本項を削除頂きたいです。	原案のとおりとします。
10	5	第17条			性状	法改正等にて強制的な設備の追加が発生した場合、処理費用の増加分とみなして良いでしょうか。 例) ハーゲンマイヤーによる水銀処理	法制定又は法改正については、資源化に係る三者契約第22条の適用があります。法令変更により強制的な設備の追加が生じた場合は、協議により費用負担等を決定します。
11	5	第17条	3		性状	法改正等にて強制的な設備の追加が発生した場合、処理費用の増加分とみなされると理解してよろしいでしょうか。 例) ハーゲンマイヤーによる水銀処理	法制定又は法改正については、資源化に係る三者契約第22条の適用があります。法令変更により強制的な設備の追加が生じた場合は、協議により費用負担等を決定します。

■資源化に係る三者契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
12	6	第21条	1		資源化業務に係る対価の支払	物価変動以外の要因における委託料の改定についての記載がありませんが、近年の急激な事業環境の変化を鑑みますと追加の記載が必要と考えております。については、「発注者又は受注者は、いずれか一方より、委託料の改定について協議の申出があった場合、もう一方は誠意をもって協議に応じる」という内容の記載を追加頂きたいと思っております。	原案のとおりとします。 なお、法令変更や不可抗力にあたるような事象が発生した場合には、法令変更や不可抗力の規定によって対応となります。
13	6	第21条			資源化業務に係る対価の支払い	S P Cと資源化業者間の処理費の支払いについて貴市はどのように確認をするのでしょうか。 また、その際の処理費用は、貴市へ通知を行うのでしょうか。	S P Cと資源化業者間の処理費の支払いについて、本市は確認を行いません。このため、処理費の支払いに関する通知についても不要です。
14	6	第21条			資源化業務に係る対価の支払い	契約書については、S P C、協力会社での3社契約となりますが、処理方法や金額明記がないと理解しています。 S P Cと資源化業者間の支払い、処理に関する条項等、覚書について貴市が指定する項目や記載事項はございますでしょうか。	S P Cと資源化業者間の支払い、処理に関する条項等、覚書について、具体的に本市が指定する項目、記載事項はありません。 入札説明書等を満たす形で提案をしてください。
15	6	第23条			不可抗力	自治体間協議等が受注者、協力会社に瑕疵が無い理由で不成立となった場合は、本条に定める「不可抗力」に該当すると理解してよろしいでしょうか。	自治体間協議等は、本市が主導で実施します。このため、自治体間協議等が不成立となった事由が、事業者の責めに帰すべき事由によらない場合は、本市がリスクを負担することも含め協議とします。なお、自治体間協議の実施にあたり、必要な支援を事業者は実施することを前提とします。
16	14	第25条	第2項		発注者の解除権	受注者にとって、責めに帰すべき事由の範囲が曖昧です。 第28条の協議にある通り、将来に亘り環境変化が想定される中、資源化される対象物を扱う事業の変化も同様に起こり得る。この事は不可抗力の予見不可能な範囲も含まれていると思われ、この内容を前提としない契約では受注者は、この事業に参加する事が不可能であると考えております。 については、受注者の責めに帰すべき事由は第28条に記載の通り協議によって決定する内容とし、第25条6、7、13号を削除頂きたいと思っております。	原案のとおりとします。 なお、責めに帰すべき事由の範囲に該当するかについては、受注者が善管注意義務に反したかによって判断されるものと理解してください。 また、不可抗力として認められる事項については、不可抗力規定での対応となります。

■資源化に係る三者契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
17	8	第26条			発注者による解除の場合の違約金	受注者が、債務の履行を拒否した場合の違約金について記載がありますが、当該資源化施設の稼働状況（定期修繕及び突発故障時）、操業状況の変化、残渣が資源化に適さない場合の履行拒否などにより、当該資源化施設での履行ができなくなった場合、SPC等が代替資源化先を提案し資源化業務が継続される場合には、違約金は免除していただけないでしょうか。	資源化施設の稼働状況（定期修繕及び突発故障時）、操業状況の変化、残渣が資源化に適さない場合の履行拒否などにより、当該資源化施設での履行ができなくなった場合、SPC等が代替資源化先を提案し資源化業務が継続される場合においては、違約金の支払は免除とします。
18	8	第27条			SPC等の解除権	第25条において、発注者は、任意解除権を有しておりますが、受注者は任意解除権を有していません。解除権に関しては特に、資源化施設の操業状況に大きな変化があった場合に、受注者からの申出による契約の解除を可能として頂くことができない場合は、事業への参加が難しくなると考えております。 ついては、「受注者は、資源化施設の操業状況に大きな変化があった場合に、受注者からの申出により資源化業務に係る三者契約書を解除することができる」という内容に変更頂きたいと思っております。	原案のとおりとします。
19	8	第28条			解除に関する協議	事業期間の中で、資源化施設の操業状況に変化があった場合や予見できない市場環境や品質基準等、環境政策等の変化があった場合に、受注者からの申出による契約の解除を可能として頂くことができない場合は、事業への参加が難しくなると考えております。 解除に関する協議において、「発注者が」と記載された箇所については全て、「発注者と受注者が」と記載を変更頂きたいと思っております。	単年度契約の更新を想定することから、原案のとおりとします。
20	9	第33条			保険	保険の付保はSPCのみで、資源化企業では不要という認識でよろしいでしょうか。	資源化業務において保険の付保をするか否かについては、事業者の提案に委ねるものとします。
21	-	全般			契約保証金	資源化業務にかかる契約の保証（契約保証金額の納付、又は保証の付保）については、管理運営委託契約ではなく、資源化に係る三者契約にて規定して頂けないでしょうか。契約の保証を行う者（資源化事業者）が対象となる契約の締結当事者でない場合、保証の取得ができない事態が生じます。（履行保証保険契約は一般的に契約当事者でない保険契約を締結することができません。）	ご意見を踏まえ、資源化に係る三者契約において、契約保証金の規定の追記を可とします。資源化にかかる三者契約書の締結時に必要な修正を行うものとします。

■資源化に係る三者契約書（案）に関する質問への回答

No.	頁	条	項	号	項目名	質問	回答
22	-	全般				資源化業務は、資源化施設となる有価物の生産工場において、有価物の生産が正常に行われていることを大前提としております。事業期間の中で、資源化施設（＝生産工場）の定期修繕時及び突発故障時において、副生成物の受入を中断させて頂くことができない場合は、事業への参加が難しくなると考えております。 ついては、資源化に係る三者契約書に「資源化施設の定期修繕時及び突発故障時においては、副生成物の受入を中断できる」という内容の記載を追加頂くようお願いいたします。	原案のとおりとします。 資源化契約書第14条第1項～第3項迄の規定に基づき対応してください。
23	-	全般				資源化業務を複数社で実施する場合、契約書は運搬企業ごとに別々の契約書となるのでしょうか。それとも、資源化企業全社連名で1つの契約書となるのでしょうか。	資源化業務を複数社で実施する場合、資源化企業ごとに三者契約書とします。
24	-	全般				貴市からSPCに対しては本施設への搬入廃棄物量に応じて対価が支払われますが、SPCから運搬企業への対価の算定方法についてはSPCと資源化企業間で取り決めるという理解でよろしいでしょうか。	資源化企業への対価の算定方法についてはご理解のとおりです。ただし、資源化企業各社に適切な資源化費用を支払うこと（本市から受ける費用はSPCの代理受領となること）が前提となりますので、SPC及び資源化企業間にて支払いに係る必要な契約等を締結するなどの対応を調整されることを想定します。
25	-	全般				一般廃棄物処理は自治体に帰責すべき行政事務であることから、廃棄物処理に係る自治体間協議等は貴市主導で実施いただけるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりですが、事業者は当該自治体間協議等の実施にあたり、必要な協力を行って下さい。

浜松市西部清掃工場更新事業 入札説明書等に関する質問への回答（第1回）

■モニタリング実施計画説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
1	6	Ⅱ	3		買電に伴うペナルティ等措置	「実買電量が提案買電量を上回った場合、超過した買電費用分を減額とする」とありますが事業者の責めに帰さない事由を明らかにできる場合はご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2	6	Ⅱ	4	イ	副生成物を資源化できなかった場合の措置	「イ 上記アにより、事業者が副生成物を処分した場合、本市は、その処分量に60,000円/tを乗じた額を事業者に支払う管理運営業務に係る対価から減額」とありますが副生成物を資源化できなかった場合の原因が三社契約の資源化業者に起因する場合は別途ご協議いただけるものと考えてよろしいでしょうか。	副生成物を資源化できなかった場合の原因が資源化業者に起因する場合においても減額の対象となります。
3	7	Ⅱ	5	(2)	地元発注金額について	「運営期間中における各年度の地元活用計画（地元企業への発注金額、地元雇用金額のそれぞれ）が、提案時の各年度の想定発注金額を下回った場合には、地元活用計画の未達成分として、事業者は、次の算定式による金額を当該未達成の発生確定後30日以内に本市に支払うものとする。ただし、当該未達成の発生が事業者の責によらないなどペナルティを課すべきではないと本市が認めた場合は、この限りではない。」とございますが、メンテナンス・修繕計画の変更や突発的な対応などにより、年度間で金額の変動が生じる恐れがございます。従って、地元活用計画について各年度では確認迄に留め、運営期間終了年度に20年間の総額が想定発注金額を下回った場合、ペナルティを課すとして頂けないでしょうか。	運営期間中の地元活用に関する確認及び提案金額未達成時の対応について、毎年度確認を行い、提案未達成時の場合にはその理由などを確認したうえで、次年度以降に繰越し、即時ペナルティ対象としない場合もあり得ます。
4	8	Ⅱ	5	(1) ※3	設計・建設期間	「※3提案時の地元雇用金額について、物価変動に伴う費用の見直しがあった場合には、見直し後の委託料の金額と提案時の委託料の金額の増減割合を踏まえて提案時の地元雇用金額も見直すものとする」とありますが、委託料の全体ではなく人件費の増減分のみを対象として見直すと理解してよろしいでしょうか。	地元雇用金額については、ご理解のとおり、人件費の物価変動分を考慮した見直しを想定します。

■モニタリング実施計画説明書に関する質問への回答

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問	回答
5	8	Ⅱ	5	(2)	運営期間	地元雇用の定義として「地元人材とは、本市に在住している（本市の住民票を有する）者」（様式集 第15-4-1号様式）とありますが、個人情報保護の観点から住民票を提出することは難しい場合があります。そのため、地元人材の証明のための提出書類は、受注後に事業者と貴市が協議し定めるものとしてもよろしいでしょうか。（公共料金支払証明書などが適切と考えます。）	地元人材の証明のための提出書類については、落札者決定後に事業者と本市との協議により定めるものとします。